

## 4節 文化振興会議による文化団体

前項で、自治体の文化事業において 文化団体の存在が大きな意味を持つて いることが明らかになった。ここではその文化団体について考察を行うことにしたい。

文化振興会議に見られる文化団体についてこの議論は大きくつきのテーマに区別される。

### 1) 文化団体

1)-a) 文化団体の種類・規模・範囲

1)-b) 自治体による文化団体育成の方向

1)-c) 文化団体の育成の方策

1)-d) 文化団体への補助金

1)-e) 文化団体の指導者

### 2) 文化協会

2)-a) 文化協会の役割と機能

2)-b) 文化協会への組織化

2)-c) 文化協会の運営

2)-d) 文化協会の中の文化団体のあり方

本項では、これらのテーマに沿ってひとつづつ考察を加えてゆくことにしたい。

## 1) 文化団体

### 1)-a) 文化団体の種類・規模・範囲

自治体が「文化団体」と呼んでいるものには、どんなものがあるかうか。まず下表を見ていただきたい。これは、昭和53年度『地方文化行政状況調査報告書』(文化庁文化部文化普及課)からとったもの

表 2-9 都道府県の総合的団体

区分	名 称	分野別団体の連合	市町村団体の連合	両者の複合	団体数	会員数	活動経費 (53年度決算額)
北海道	北海道文化団体協議会			○	63団体	350,000人	16,237千円
青森	青森県文化振興会議			○	82	5,500	10,752
岩手	(財) 岩手県芸術文化協会			○	59		4,131
宮城	宮城県芸術協会	○				1,668	19,905
秋田	秋田県芸術文化協会			○	28	10,649	8,009
山形	山形県芸術文化会議			○	52	970	1,512
福島	福島県芸術文化団体連合会			○	37	65,000	516
茨城	茨城文化団体連合	○			67	35,908	8,551
栃木	栃木県文化協会、栃木県高等学校文化連盟	○				61,200	20,381
群馬							
埼玉	埼玉県文化団体連合会			○	144	25,670	27,915
千葉	千葉県芸術文化団体協議会	○			19		73,029
東京							
神奈川	神奈川県文化団体連盟		○		31	1,200,000	
新潟							
富山	富山県芸術文化協会	○			31	24,735	25,099
石川							
福井	福井県文化協議会			○	57	15,173	54,847
山梨	山梨県市町村文化協会連絡協議会		○		58	44,975	285
長野	長野県芸術文化協会			○	34	31,975	634
岐阜							
静岡	静岡県文化協会	○			29	27,751	6,241
愛知	愛知県文化協会連合会		○		51	40,000	13,011
三重	(社) 三重県芸術文化協会	○			9	7,384	17,166
滋賀							
京都							
大阪							
兵庫							
奈良							
和歌山	和歌山県文化協会連合会		○		23	9,900	574
鳥取							
島根	島根県文芸協会、島根県芸能文化協会	○			42	2,450	324
岡山							
広島							
山口							
徳島	(財) 徳島県文化協会	○			9	8,091	3,063
香川							
愛媛							
高知	高知県文化推進連絡協議会			○			776
福岡							
佐賀	佐賀県文化団体協議会			○	58	9,300	4,141
長崎	長崎県文化団体協議会			○	37	21,224	38,178
熊本	熊本県文化協会	○			641	81,858	106,014
大分	大分県芸術文化振興会議			○	112	95	1,863
宮崎	宮崎県芸術文化団体連合会			○	32	8,000	2,016
鹿児島	鹿児島県文化協会			○	85	101,025	987
沖縄							
計	29	10	4	15	1,890	219,0501	466,157

である。ここには、都道府県別の統合的団体の有無及びその種類が記されてい。同報告書によれば、昭和53年の時点では、都道府県単位の文化団体の統合組織が結成されてい。ところは、29道県であった。現在では、この結成はさうにすすめられてい。であろう（本論文では以下ニの統合団体を個別の文化団体を区別するために文化協会と呼ぶことにする。）

同報告書によると文化協会は、三つの型に分類されるとしている。その型とは；

- ① 横型ともいえるもので、道県単位の各分野ごとの団体（団体未組織の分野については個人の場合もある。）が連合してできたもの、
- ② 縦型ともいえるもので、市町村単位の文化団体の連合組織であるもの、
- ③ 縦横複合型といえるもので、各分野の団体や個人と市町村の文化団体の両方を含む連合組織であるものである。

昭和53年の時点では①の型が10県、②の型が4県、③の型が15県あった。これらの文化協会は、構成団体の連絡調整、研究集会の開催、芸術祭・県美術展等の実施あるいは協力、出版活動（総合文化誌、年鑑等の発行）、表彰、団体助成等の事業を行っている。

ここで、同報告書から、2.3の事例によって具体的な文化協会の様子を見てみた。

たとえば①の分野別の構成のものは茨城県のものがある。その構成は茨城文化団体連合（美術）、茨城県民謡民舞連合、茨城県吹奏楽連盟、茨城県合唱連盟、茨城県演劇団体協議会、茨城県吟詠剣詩舞統連盟、茨城県三曲協会、茨城華道連合会、茨城県茶道連合会などである。また②のものには神奈川県のものがある。そこには小田原市文化団体連絡協議会、原木市文化協会、藤沢市文化団体連絡協議会等31の市町の文化協会が加盟している。③は、このふたつの形式が混合されたものである。

さうに、①の型のものしか判らないが、いったいいかなる分野の

文化団体が加わっていいのか全てのものの中から拾つてみるとつきのようにその範囲の広さに驚かされる。

- 1) 文芸関係： 文学、児童文学、散文、詩、俳句、和歌、小説、脚本
- 2) 美術関係： 写真、版画、日本画、洋画、彫塑、工芸、造形美術、商業デザイン、盤景、陶芸、映像藝術
- 3) 音楽関係： 交響樂、吹奏樂、合唱、マンドリン、等  
邦樂、三曲、長唄、民謡、浪曲、尺八、琵琶、鼓、等
- 4) 演劇・舞踊： バレエ、オペラ、演劇、人形劇、文楽、落語、吟詠劇、  
能、能樂、日本舞踊、ダンス、民俗芸能
- 5) その他： 映画

文芸協会の中には大なり小なり、これら全ての種類の文化団体が集合していいわけである。基本的には各種の趣味団体やおけいこ事の団体の集合と考えて良いと思われる。

さて、このように文芸協会には、非常に広い範囲の分野の団体が含まれ、これを文化団体の範囲と見て良いと思われるが、ここで、文化団体の範囲をどう考えるかが、文化行政担当者の間で大きな議論を呼び起している。

話をここで、文化振興会議にもとして、この問題についてふれてみたい。まず、文化団体の範囲に関する意見を記述すると次のようにある。

・文化団体ということはどうどこまでの団体を含めるのか 396

・どの範囲の団体を文化協会に組織するかという点についての考え方は種々多様である。 397

・文化団体とはジャニルごとの専門分化をすすめながら深化すればがけなければならぬ団体である。 398

・文化庁の調査によると創作発表活動を継続的に行う団体で単なる趣味の2~3人のグループまでは含まない。 399

・政治団体、宗教団体は含まない。 400

• 目的かは、きりしていいこと。グループを通じて「マル」を活動していくこと。  
401

• 半ば「営利を目的としている団体でも、事業そのものや営利を目的としているけれども、後援している。芸術文化活動といふが、芸術とは、ある意味で評価の問題があり、余暇活動なども文化活動の一環として焦点をあてても良いのではないか。  
402

• 何らかの形で展示や発表の機会をもたなければ「文化団体とは言えない」。  
403

• 文化協会の組織には、家元制のある団体もほとんど入る。  
404

• 公民館で演劇を学習した青年が集って劇団活動をしたとすれば、「公民館で学習したのは社会教育であり、劇団活動をしたことは芸術文化活動である」と考える。—文化庁—  
405

• 文化団体は社会教育団体と同一だとの見方は困る。創造活動は文化であり、地域活動は社会教育である。  
406

• 社会団体とか芸術文化団体とかにこだわらず、市民が相互に参加できる団体を文化団体としている。  
407

• 芸術文化団体も社会教育団体も方法的には重複しているが、純粹な文化指向であるか、教育・学習指向であるかに相違があるかと思う。  
408

• 参加する条件として市内全域で活動している団体を条件としている。地域で活動している文化団体はその地域に参加させようとしている。生活文化は将来は考えられるが現在は入れていない。手芸、しゅうの参加希望はある。一流一流だけが参加している団体は認められない。市民劇場、映画サークルも認めている。演劇グループは加入できる。鑑賞団体については片手落ちとなる。  
409

• 全県的規模として生活文化は入れてない。花道だけは入れていい。鑑賞団体は入れてない。  
410

これらの意見を総合するとつきのことが言える。

- 1) 文化団体のジャンルの範囲については、は、きりした線は引かれていない。
- 2) しかし基本的には、ある程度のグループ人口を擁し、何らかの

創造、発表活動をコンスタントに行ってなることが一般的な条件としてされてくる。

- 3) また、営利的な団体は排除しようとする傾向があり、従って、しきうとの団体を中心である。しかし、実際面では、営利、非常利の区別はつきにくく、厳密な線が引かれてなるわけではなし。
- 4) 文化団体の範囲は、これからもどんどん拡散していく傾向がある。
- 5) 文化団体が創造活動を基本としてなるということに關係して、文化行政当局としては、創造活動を行ってない団体は、入れないようにしようとする傾向がある。これに反対する団体は、文化活動の鑑賞団体や、學習中心の社会教育関係団体である。ともに、中には、これにも抱括してやこうとする姿勢もある。

文化行政当局は、文化団体と上記のように把握する傾向があるが、ここで、特に鑑賞団体を含むか否かについて大きな議論がある。これは、いつもより創造団体として文化団体を表した場合には、鑑賞団体は異質であるが、現実には、地域の文化振興には大なる力となることをかうである。文化振興会議上見る鑑賞団体にはつきのようないわがある。

・親子劇場があるが任意団体であり、会員1200人位、毎月積立3~4ヶ月に1回の鑑賞会を開催している。 411

・自主的に活動してなる親子劇場には助成してなる。 412

・昭和49年「友の会」を結成した。会費は月200円、入会金は500円である。会員には催物毎に郵送案内(友の会といつ行う)1つある。特典は良い席の確保、2000円のものを1000円で、ときには無料でみらせるなどである。問題点は会員が多岐にわたるため、趣味が合うとは限りないことがある。 413

・「音楽友の会」を結成する準備を進めたが、自主運営はクラシックが多くなるため入会希望者が少ない。 414

・地域団体の指導育成については天童芸術鑑賞協会を設立し、現在会員は400名、会費は年5000円で51年は500人位、だんだん会館の手を離れて民間団体の会になった。 415

このように文化振興会議による鑑賞団体には親子劇場や友の会などがある。また、文化事業の分類のほうに入ってしまったが労音、労演などを鑑賞組織の形態をとっている。

文化館あるいは自治体の事業には、鑑賞事業と創造活動推進事業があることは前に述べたが、基本的には先にあげた文化協会は専ら創造活動推進事業に向っている。しかし、鑑賞団体は鑑賞事業との関係が多いため、自治体にとってみると、何となく文化協会になじまないと受けとめられる。しかし、他方で文化会館や自治体は、自らの事業に対する観客の集め方に悩んでおり、自分の友の会などの会員制度を設けるなどの工夫をしている。ところが、この場合でも、おやこ劇場、労音、労演などの民間の鑑賞団体は、それが営利事業に結びついているなどと受けとられ、文化行政側の積極的な理解は得られない。もっともおやこ劇場などでは次第にその活動が認められ、助成を受ける場合もできてくる。

\*1)  
「子どもの文化と環境3」  
全国子ども劇場  
おやこ劇場連絡会  
1982年3月

ここで少しおやこ劇場(子ども劇場)についておきたい。「子どもの文化と環境(3)<sup>\*1)</sup>」によると、おやこ劇場は、会員制度の団体で、毎月積立をして、年に3~4回のことを中心の観劇会を開催している全国的な組織である。全国子ども劇場おやこ劇場連絡会(事務局東京)のもとに、全国の市町ごとに結成されている355のおやこ劇場(子ども劇場)が統括されている。1980年(1~12月)には全体で2767公演日をもち、3548公演を行い、2,188,718人の観客を動員している。その活動は年を経うことにつれて大きくなっている。ここでは独自の企画・運営ネットワークにより、各地の劇団と提携した活動が行われている。この公演活動は大きく公共ホールつまり文化会館に依存するところが多く、文化会館の普及とともにこの活動も活発になっていく傾向が見られる。従って、文化会館のあり方に強い関心をもっており、建設促進運動なども大きく推進している。その活動の広がりに対して、文化行政側での認識はいまひとつ高くないが、今後の文化会館のあり方を考えゆく上では、こうした民間の鑑賞組織の存在も充分に考慮されなければならない。

## 1) - b) 自治体による文化団体育成の方向

文化振興会議を通して自治体による文化団体育成の方向には、つきのようなものがある。

・自主事業を始めてから3年目になり始めは鑑賞する文化事業を中心だったが、2年目から市民が参加する事業を中心に考えてきた。 416

・文化は学者や文化人等から押しつけられたり説得されて住民が受身になったり育たない。市民オーケストラなど観客も気軽に舞台に出、ローケンロール、陶芸などの創る文化にも参加を。 417

・文化団体の運営も藝術中心主義から日常生活の中の文化活動へと広がってい。 418

・文化といえば“手のとどかないものと誤解され、また専門家でなければ”という無理解、あるいは文化財と文化活動を混同しているくらいがある。このため、専門家に限らず、子供民衆など一般の子供が参加する文化活動も必要。また日常的に文化活動に参加することより観るマナーを向上する。 419

・我々は地域本来の文化をめざしており、老人クラブの芸能大会地元出身者の新人演奏会、市民合同音楽祭を開催し、好評をえている。 420

・古い文化のみにこだわらず、新しい文化の創造を求め、これらの活動推進のための組織の育成との取組みを奨励する必要がある。 421

・参加する文化活動事業が伝統芸能に偏っている。委託料が非常に安く入場料を取らない所もある。地域の文化活動の意欲向上に創作活動にも力を入れてほしい。また、大規模施設の建設指向はあるが、気軽に利用でき活動の拠点となるような新しい感覚のものがほしい。 422

・行政側としては、今後若年層を対象として、小、中、高校生の文化活動や職場青年の文化活動促進を施策としていた。 423

・文化活動に、若年層の参加を促すため、各職場の文化活動を実践の行事として行い成果があった。 424

・「参加する」ということと、「創る」ということは、市民にアピールする。 425

・芸術文化団体には様々な体質がある。確かに行政からの押し付けでは住民のニードに応えていいのではないかとの懸念も多い。426

・広く未組織の人々の文化活動にも目を向けている。市町村によれば盆栽、フラワーデザイン、囲碁、将棋なども文化祭の中で行われる所もある。427

・親と子の音乐会、親とその劇場、市民音乐会等を通じ、情報豊かな親子の関係を確立するとともに芸術文化の醸成をねらった。その結果、市民合唱団等が組織され、常時活動及び発表会に意欲的に参加してくる。反面、活動の活発化に伴い、文化施設が充てなくてはならなくなってしまった。また私設の教授場との連携問題も起つてある。428

これらの意見からはつきのような傾向が読みとれる。

- 1) 自治体にとっての文化団体の育成の意味は、市民の参加、あるいは市民の創造活動の振興という観点に結びついている。いわゆる生活文化への指向である。
- 2) また、若文化、新しい文化ということ、青少年の活動にも力を入れている。
- 3) これら上記のふたつの指向は、地方における行政が、地方の文化を何とかの意味で保つ、あるいはなりと感じ、何とか将来へ文化振興の希望をつなげやきたいとの姿勢の現れであると考えることができる。
- 4) しかし、だからといって、行政が、文化を押し付けたり、あるいは学者、文化人も含めた上からの押し付けを非常に気にしている嫌いがある。
- 5) 従って、自治体の文化行政としては、地域の文化を何とかの形で振興させたい。しかし独善的な押し付けはいやだというジレンマに落ち入っている。これが、文化団体の活動への期待や育成への意図に繋がっているのではないう。
- 6) しかし、文化団体の種類があまりに広いためどう方向づけたら良いかにとまどいを見られる。

## 1) - c) 文化団体の育成の方策

では、行政側は文化団体の育成にどのような方策をとっているのであるか。具体的な発言を文化振興会議の中に見つけた。

- ・文化団体の育成のために①行政側と文化団体との協調、②共催すればホールの使用料等を減免する措置を講ずる必要、③ホール職員の文化意識の向上、④人事移動は事務的なものであるではなく、⑤自主文化事業を推進していくには優先的な優待を計る等の連携を計るが考え方である。429

- ・文化団体の育成のために①公民館活動の中で自主ケルーフを育成し、連合会に加入させていく。②発表の場を提供することによってケルーフ育成につながっていく。(行政と協会との連携)、③「神ひらく文化活動」(事例集)を町村へ配布、広報活動を行っていく。④予算獲得につなげては、住民の声を反映していく。⑤県芸術文化と他の部局、文化センターとの関連、他の部局等の参加をお願いし、矢野事を図る懇談会を開催する。430

- ・利用者には、舞台を離れた反省会、懇談会をもつように指導する。431

- ・①参加する文化活動の実践②館を使いやくすす③担当者のあり方を考える。432

- ・①個人、各種ケルーフの芸術文化活動に関する相談に応じること。②芸術文化に関する情報を各芸術文化ケルーフに提供すること③芸術文化ケルーフのリーダーを育成するために研修会をもつこと④求めに応じて、プロフェッショナルな指導を派遣していく体制をとること、又、ボランティアの斡旋をし、団体自身が自ら学び育成する喜びを教えること。⑤各種の芸術文化の交流をはかり、発表の機会をつくることを促進していくこと。⑥芸術文化活動を促進するため、練習や発表を行なう施設の提供と援助につとめる。⑦文化行政の環境といふ事業と有機的な連携をはかる。433

- ・文化団体の育成には、①指導者の不足②研修機会の不足、③活動資金の不足、④練習場、発表の場の不足、⑤鑑賞の機会に恵まれない、⑥地域性からくる較差などの諸問題を解決しなければならない。434

- ・文化団体の育成には①研修会場の備品の不足、②指導者の不足、③後継者の育成、④活動資金の不足などの解決しなければならない。435

- ・文化団体の育成には①指導者の不足②練習場、発表の場の不足、③時間的制約、④活動経費の問題、⑤市域が大きくなるによる地域的不均衡、⑥活動内容、発表会実施内容の再検討、⑦青少年活動から成人活動へどうつなげるか、⑧受益者負担の増大などの問題の解決

- ・文化団体の育成には①著作権料の免除、②会場措上料が高すぎる  
③練習場の不足 ④充実した文化活動を紹介していく必要などの問  
題を解決しなければならない。

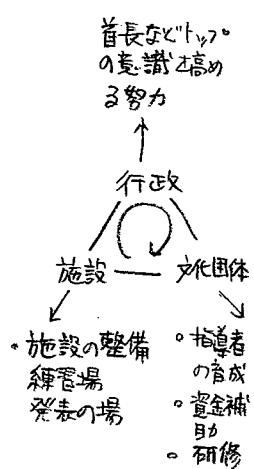
437

- ・都道府県教育長協議会において、文化団体の育成が大事なものと  
して、①指導者の育成 ②施設の整備 ③補助金の交付 ④講習会の  
開催などが指摘されている。

438

これらの意見を総合すると、行政が文化団体の育成のための方策としてつぎの点が考えられていくといえる。

まず第一には、行政と文化団体と施設(特に文化会館)との関係をより緊密にしようとするものである。たとえば、(a)行政側の職員に文化面に理解のある人や専門家の配置などを考える、(b)文化団体にとってより使いやすいように施設を改善する、(c)文化活動に対する補助金や、施設使用料の減免などを通じて資金的バックアップをするなどの具体策が考  
えられている。(d)文化行政担当者としては、行政のトップの認識を  
高めていく活動などを大切なものと考えていい。そして、このような連  
携を強める軸として(e)文化協会のあり方に強い期待を示してい  
る。この点については後に詳しく述べる。文化団体を育てるという意味における(f)の指導者の育成も大切であると考えていい。



これらの方策を見てみると、付箇を繰り返して述べてきたように、全体として、アマチュアの活動の育成を基本的に考えていいということがわかる。アマチュアの活動については、アマチュアに対する指導者という点、上下は、ほとんど考えられていらない。ただし、一部には、鑑賞の機会に恵まれないという意見もあり、環境としてのアマチュア活動の貧困さの解決をどうとの活動の振興策へ結びつけて考えていい是向きもなくはない。筆者は、本章のまとめで述べるように、地方文化行政の最大の問題は、芸術活動における必要条件としてのアマチュア活動とそれを支えるすり野とアマチュア活動の繋がりに対する行政の認識がよく行政の住民への接近を意識しているあまり、住民の創造活動の振興にはばかり目が向き、文化的な深土を支えるアマチュアの活動の地盤整備への視点を欠いていふところにあると考えていいが、文化

固体の育成の視点には、またこの傾向が見られる。この問題につい  
ては後で詳しく考察することとし、ここでは指摘するにとどめる。

## 1) - d) 文化団体への補助金

行政側から文化団体の働きかけとして補助金は重要な意味を持つている。文化団体の補助金に関する意見にはつぎのようなものがある。

- ・ミニマリスト的文化団体に対する補助より、アマチュア団体に対する補助金をふやすべき。439

- ・補助の対象となる団体は、団体の性格、組織、内容がはっきりしており、会計・事務能力があり、しかも政治的、宗教的、営利的色彩のないものに限るべきだ。 440

- ・国庫補助の対象の選定については、国としては全国的組織のものに援助する考え方あり、県単位団体は県がやると考えている。441

- ・児童文化関係に限り出していい。442

- ・補助金の対象は文化団体でありさえすれば良い。443

- ・事業費補助は行っているが、運営費補助は行っていないのが一般的である。補助の方向としては団体育成を目的とに行なうべきである。444

- ・文化施設の使用料の減免を行っていい。445

- ・芸術祭的なものに出す補助金と芸術文化団体に出す補助金がある。446

- ・アマチュア団体の練習等のために公民館等の使用料を県が肩代りしていい。447

- ・ルートとしては、文化協会と一緒に補助を行う方法と文化協会加盟団体に個別補助を行う方法がある。448

- ・F県では、財团法人を設立し54年から3年間で5億円の基金を造成し、県民の文化活動成果発表事業、発表会への参加、文化団体の事業費、文化財保護事業に助成する。449

- ・自治体は文化団体育成補助金を交付し、底辺の大、文化振興の助成を図るのかよい。450

- ・団体に対するこの補助金は、団体にも甘えが生じ、経営的に黒字にしようという姿勢がなくなるので文化庁との見直しを考えること。451

- ・当市では、文化団体に対する直接の補助金は出してない。しかし、団体の会議にできるだけ多く参加し、苦情や悩みを聞くようにしている。このような文化活動のための条件整備をするのも行政の仕事ではないか。452

- ・文化関係の予算を確立させるため県費1人当たりの適切な目安となる基準的なもののがほしい。453

上記の意見を総合するとつきのことが言える。

- 1) 文化団体の補助金には、事業費補助と運営費補助がある。
- 2) 行政が補助対象とする団体は、いわゆる文化関係団体であり、非営利的なもの、政治、宗教色のないもの、そしてその所管地域全域で着実な活動をしている、こうとの団体というのか一般的な化傾向で、営利的、プロ的な指向を持つ団体への補助はひがえうといふ意識がある。
- 3) 補助を行いうルートは文化協会を窓口とする方法、あるいは個別の団体に直接行う方法が主流である。
- 4) 補助金の資金源として財團法人を設立する動きがある。
- 5) 直接的な資金補助ばかりではなく、施設整備や、施設使用料の减免などの間接的な補助も考えられていく。むしろ、こうのほうへより重点を置くべきであるという見解もある。
- 6) 補助金に対する公的な目安、指針がはっきりしない。
- 7) 補助金を行うことによる団体の甘えの発生など、補助金を行うことに懐疑的な見方もある。

さて、ここで、具体的に補助金はどの程度出しているのかをみてみたい。まず、文化振興会議の発言中に事例として出ているものにおけるとつきのようにある。

- ・70団体中、芸術文化団体50団体に補助金を出している。(0市)454
- ・9団体 50万円である。(0県)455

・ 5団体 80万円である(大県)

456

・ 9団体 100万円である(中県)

457

・ 補助枠が少ないので継続して毎年実施することが困難である(小県)

458

・ 出していいない。(3県)

459

ここに見られる補助金の額は非常に少ないのが特徴である。この傾向は一般的なものであろうか。昭和53年度「地方文化行政状況調査報告書(前出)」の各都道府県芸術文化関係経費個別表より、「民間団体等に対する補助を取りあげ」、その中の名目ごとの補助金額をその額の多少によって分類したのが下表である。なお、ここには県の団体

表2-10「地方文化行政状況調査報告書(昭53年度)」による団体補助金(県)

補助金額	事業名目の補助金	団体名目の補助金
<10万	12事業 8.8% (8.8)	35団体 17.4% (17.4)
10≤ <50万	63事業 46.3% (55.1)	72団体 35.8% (53.2)
50≤ <100万	17事業 12.5% (67.6)	31団体 15.4% (68.6)
100≤ <200万	22事業 16.2% (83.8)	26団体 12.9% (81.5)
200≤ <400万	13事業 9.6% (93.4)	18団体 9.0% (90.5)
400≤ <800万	5事業 3.7% (97.1)	9団体 4.5% (95)
800≤ <1600万	2事業 1.5% (98.6)	6団体 3.0% (98.0)
1600≤ <3200万	1事業 2.7% (99.3)	2団体 1% (99.7)
3200≤	1事業 0.7% (100)	2団体 1% (100)
計	136事業 100% (100%)	201団体 100% (100%)

補助金が記されていく。これによると県の団体補助金についてはつきのようなことが言える。

1) 事業名目の補助金にせよ団体名目の補助金にせよ、その額は一般的に極めて少ない額のものが多い。両者ともに50万円以下のものが過半数を占める。特に団体名目の場合、10万円に満たない補助金が17.4%もある。この程度の補助金では事務経費の一部を補填するのである。また、100万、200万単位のものは、内容を見ると各種団体の集合団体である文化協会への補助が多く、実際に団体にわたる補助金額はもとと小さいものが増えるである。

2) 大型の団体名目の補助金は交響楽団に対するもののが大半である。

400万～800万：山形交響楽団

800～1600万：名古屋フィルハーモニー交響楽団、広島交響楽団

1600～3200万：関西交響楽団協会、九州交響楽団

3200万以上：札幌交響楽団、東京都交響楽団

即ち交響楽団にはかなりの補助金を支出しているところが多いが、他のジャンルの団体への補助金は極めて少ないので現状であるといえる。

このようにみると、公共自治体の文化団体補助金は、何らかの事業補助金のみで覆えるような性格のものではなく、それによると、この団体の結成や活動を促進させるような一種の呼び水的な存在であり、何らかの企画や事業を完遂させる能力を持つものではないといえる。このように、ほんの微々たる補助金しかもらえないような制度は、ほんとうに団体育成のために意味があるのかどうか。この疑問をも、と真剣に考えこなくことか必要なのではないか。

## 1) ~ e) 文化団体の指導者

文化行政が、文化団体の育成の面で大きく意識しているのが、文化団体の指導者の問題である。文化振興会議におけるこの問題に関する議論にはつきのものがある。

- 都道府県の要請で指導者を派遣してくるが問題は非常に人數が少ない。(文化庁) 460
- 行政はもっと積極的に団体の中に入れて指導者の確保をしていくべきである。 461
- 特に演劇活動の指導者が不足している。 462
- 体育団体に体育指導員がいるように文化団体にも文化指導者を設ける必要がある。この場合、社会教育指導員との関係を明確にする必要がある。 463
- すぐれた指導者を文化庁から地方に派遣してもらいたい。 464
- リーダー バンク(保健、宗教、文化)を進めている。 465
- 文化団体の指導者の講習会を開催するなどして、その資質を向上させる必要がある。 466
- 住民参加の意識培育をいくつも考えが大切だ。それに伴って指導者が欲しい。 467

これらの意見をみると、地方では文化活動を振興するための指導者の不足が行政担当者の間で大きな問題として認識されているのがわかる。これに対して行政はつきのような育成の方策をしている。

- 県として文化団体のリーダー養成をやっている。内容は各文化団体の状況によるが、市町村を対象に、その市町村でやる場合と県でやる場合と2本立てやっている。県でやる場合は分野別に市町村でやる場合にはそれぞれの市町村の実態に応じてやる 468
- 指導者を対象とした運営面での研修では充分ではないので音楽、合唱等ジャンル別に県規模の団体が講習会を行っている。県が補助金を出している。 469
- 文化活動指導者の養成については、文化行政担当者研修会及び

市町村文化指導者研修会を行っている。

470

- ・文化活動の助成については指導者の謝金1回5000円を会館から支出。 471

- ・文化教室等の講師については、公募を行っており、おしつけという形はとどけない。 472

- ・文化庁主催の「地方リーダー研修会」県及び県芸術文化協会等の主催による講習会、研修会の開催(演劇、音楽等) 473

- ・指導者講習会は補助対象として奨励していく(文化庁) 474

- ・指導は小中学校の先生、音楽教室を開いている人、一般ご指導者にふさわしい人などが行っている。謝礼は2時間3500円である。一緒に在り、音楽活動をすすめていくという意欲が高い。 475

- ・芸能、音楽、演劇、美術工芸等の伝承者、指導者之数名表彰。 476

- ・アンケートをとったところ、指導者の養成は①文化団体でやるべき35%, ②市町村でやるべき21%, ③県でやるべき32%, ④文化庁でやるべき10%である。た(文化庁) 477

- ・音楽団体・コーラスグループの育成事業を行う。県民会館にて、これは、それらを専属にして地方へ指導のため派遣する。 478

- ・在外研修制度(ママイニア団体)を援助してほしい。 479

- ・国内研修、在外研修など若い人かしばらくは腕をかけよう養成の手段を考えてほしい。 480

- ・芸術文化団体の育成のためには指導者の確保が不可欠の要件であるが、指導者の養成のため、文化活動指導者(仮称)の認定基準を作成し、県市町村が研修会を行い、資格の認定を行うことを検討中である。 481

- ・中央の指導者を地方に派遣して地方の指導者の弱体の解決に役立てることなどを検討する必要がある。 482

これらの発言をまとめると行政が、文化団体の指導者の育成の施策としてつきのような方法を考えていることが判る。

- 1) 中央からの指導者の派遣。

- 2) 指導者養成のための講習会の開催、との資金的補助
- 3) 指導者に対する謝礼
- 4) 指導者の国内外の研修制度の確立への要請
- 5) 指導者の資格の認定制度の検討

しかし、これららの施策あるいは施策の要請は、現実的には、まわめて弱体、明確な方針なしに行われている状態であることが、諸々の意見の行間に読みとることができる。これは、文化活動にと、2.11、たゞ指導、あるいは指導者とは何だという反省が根本のところに行われてないことに起因するのではないか。

そもそも、文化行政において扱われる範囲は、今まで見てきたように極めて広いものである。この広い領域にわたり、単に指導者として統括してしまうことかいつたいてきるものなのであろうか。この指導者は全て、講習会、研修制度によつて獲得できる性格のものなのであろうか。たとえば、音楽の指導者と演劇の指導者、あるいは、焼物の指導者と、の中身や、存在のあり方、指導される者との関係の違いはないのであろうか。このような問題に行政はどう考えていくのだろうか。残念ながら、この観点に至る発言は、見つけ出しができない。

そもそも、講習や研修などによって短期間で頭にたたき込まれた知識によつて、文化活動の指導者が生まれるとは筆者には信じかた。

文化活動とは理論の追求と実践活動が生涯、あるいは世代を越えて続けられていく環境におけるのみ、生まれ育つものであろう。したがつて背景をくじて、講習会などを開いてみても無意味なのである。芸術文化の真の指導者とは、いい作品に出来るだけ多く触れることのできる環境なのである。こうした環境がととのった時に、されど指導者となり得る人は、いくらでも見つけることが出来ようになるのではないか。文化行政は、もつてこのような根本的な観点から文化行政を始めるべきではないだろうか。

## 2) 文化協会

### 2) - a) 文化協会の役割と機能

これまで“文化団体について述べて来たが、その中で“文化団体の総合団体としての文化協会が自治体と文化団体をつなぐ接点として重要な役割を果していることが判った。ここでは、この文化協会の役割と機能について考察する。

文化振興会議にあらわされた意見にはつきのようなものがある。

- ・市町村文化協会は、この3年間に急速に結成がみられた。その理由には文化活動補助金がメニュー方式により補助事業が得られることがある。運営はもっぱら協会が行い、市町村は資金援助に回り、リードをとる。即ち市町村で住民が参加する文化活動の趣旨にそった文化予算計上することが条件になつてあり、協会設置が促進できたと考える。  
483

- ・芸術祭の受け入れにつけて、現実には、町村の受け入れ態勢ができないない。文化協会の設置が先決である。  
484

- ・文化協会の役割は①地域文化活動の推進役②文化団体との交流促進・情報交換、③住民と行政とのパートナー役となる④文化団体の代表者が悩みを出しあうなどがある。  
485

- ・文化事業の拡大のため、文化協会の加入団体には、施設の使用料を無料にしている。2~3年前から実施しているが、申込みが多數で困っている。  
486

- ・今年度は自主事業に積極的に取りくんで行きたいと考えてあり、その例と一緒に市内に多くの文化団体が結成され、さらにつれを一本化した、いわき文化団体連絡協議会を結成した。これにて現在104団体が加盟している。  
487

- ・6年前に民間主導型の芸術祭を行つたために文化協会が設立された。会員の7割が宇都宮市民である。  
488

- ・団体活動を広く国民の間へ普及する必要がある。いわゆる文化人だけではなく、一般人市民を組織化することが大切である。そのため、文化団体だけではなく、PTA、青年団、老人会等を組織化すべきである。  
489

これらの意見を総合すると、文化協会の役割あるいは機能には、

次のものがあると考えよう。

- 1) 自治体が文化団体に支給する補助金の窓口
- 2) 文化団体相互の交流促進・情報交換によって地域の文化振興  
をはかる。
- 3) 芸術祭等の文化事業の運用母体としての機能

これに見るように、文化協会は、基本的に、文化行政における  
自治体と住民のパートナー役としての機能をもって結成されてゐる  
と考えることがでしよう。

## 2) - b) 文化協会への組織化

では、いったい文化協会はどういう契機でつくられていくのか。あるいは文化協会の現状はどうな状態にあるのか。

- ・県文化団体協議会(知事)が市町村に呼びかけ地区別に協会結成が促進され、参加する文化活動と結びつくよう行政の首頭で文化懇談会を開く。490

- ・文化団体に対してその活動を積極的に働きかけるとともに、組織の強化・内容の充実を図っていふ。491

- ・文化連盟傘下の各分野の組織の統合、拡大につとめるほか、各種行事の共催後援を行っていふ。492

- ・当県では県下をブロックに分け、各ブロックに文化団体の連合会を組織し、県も積極的に協力して、地域文化祭等を行っている。493

- ・岩手県芸文協の組織は、芸術の各分野からなる県芸術協会と、市町村単位に活動している文化団体と、県文化課の指導のもとで社団法人化したものである。494

- ・(参加型の文化活動に対応するために)市町村ごとに公民館を中心とした文化協会の組織化を進めている。495

- ・市町村レベルの文化協会はあるが都市レベルの文化団体の連絡組織がない。従ってこれを作る必要があるが、その場合、団体加入者等の関係者からのもりあがりによつて作られるのが良い。496

- ・都県レベルの各種文化協会を一本化するときには、各分野の指導者によるとの趣旨を徹底しないとまとまりがつかないという問題がある。497

- ・文化団体の県域レベルでの組織化は参加12府県のうち組織化されていふものが半数、残りは組織化未検討中である。498

- ・組織化されているものの内容は府県により、協会組織、各芸術文化団体の連合組織、各団体の連絡会までさまざまである。499

- ・県の芸術文化協会から~6年前にできた。各界のトップクラスの人々が参加していふが、現在暗中模索の段階にある。500

- ・文化団体連合会は県レベルの各種団体により構成するよりは、

市町村レベルの各文化団体連合会の連絡協議会の形の方が良い  
ようだ。

501

・文化協会は舞踊、花、茶、手芸、邦楽など8部門の200団体  
が所属し、補助金は105万。県出版文化賞も協会が出す。県の  
みならず、市町村にも協会がでてきている。

502

これらの意見を総合すると次のようなことが言える。

- 1) 文化協会の組織化には市町村レベルのものと都道府県レベルのものがある。
- 2) 文化協会への組織化は、団体の内発的なものというよりもむしろ、自治体側の積極的な指導によるところが大きい。
- 3) その指導の背景には、文化庁の「参加する文化活動補助金」のような、補助金制度のための文化団体のネットワーク化の意図が見られる。従って、文化協会の成立の進行も、補助金の浸透とともに進んでいく。
- 4) しかし、このように自治体の強い指導にもかかわらず、行政側は、文化協会への統合は、文化団体の自然な努力による行為であるべきだという基本的な姿勢をとっている。
- 5) 文化協会への統合は、自治体の指導と並ぶこともあるが、全国レベルで急速に進んでいく。
- 6) しかし、このように結成された文化団体も、その活動のあり方にについての具体的な意味づけ、運営の方向などについては、不明瞭な点が多い。

このように、文化協会の結成は、自治体の文化行政が、うまく行きない部分、つまり、補助金の配分や、文化賞などの文化事業の運営を肩代りしてもらうように、自治体の指導によって結成された傾向が強い。しかし、文化団体側には、こうした統合的協会の活動に、ある種のとまどいを感じていいように思われる。全体としてまた、模索の段階といえるのではなかろうか。

## 2)-c) 文化協会の運営

文化協会の運営にはいくつかの問題が見られる。文化振興会議の諸意見にそれを拾うとつきのようになる。まず、文化協会の運営主体が何かという問題は、文化協会の事務局をどこに置くべきかという点に関する議論の中には、きりと見られる。

- ・行政では本務となり得るが民間ではセカンドジョブとなる。  
503

- ・我が町の場合は事務局は公民館、事務局長は公民館職員といつていい。運用面と財政面から公的機関に置く利点は、協会が広域になってきており、運営に足並みが揃えられることがある。  
504

- ・伝統芸能保存協会、音楽芸能協会共事務局は市教委で行なう。  
505

- ・積極的に文化協会を育てる機運があり、発足間もない市町村では教委（社会教育課）内に協会事務局を設けて職員がボランティア精神で事務に協力してくれる。事務局を置く場としての市町村教委と民間との比率は、大体5:1の割合である。  
506

- ・大方は教育委員会で会長宅に移行していいところもある。自主的にやってよか、などいうところもある。社会教育主導も意識が高まり「片手間にやっていい」という声は聞かれなくなつた。  
507

- ・団体の事務局が行政側にあると連携プレーで良い面はあるが、団体がある程度自主的に運営していいけるなら外に出したほうが良い。  
508

- ・団体にリーダーシップを取ってもら、乙になりますが、そのようなことが出来ない団体は市がリーダーシップを取り、事務局を行政に置いていい。将来は事務局を外に置く。  
509

- ・（文化協会を自主的に運営されるようにするには）事務局を行政に置かないで会長宅に置くようにしていい。  
510

- ・会員相互に会費を出しあって藝術性を高めると、相互研修をやり藝術性が高まってきていい。市町村では運営の補助だけ出して行政側が余り介入してもらいたくない。  
511

- ・文化協会はマンネリ化して余り活動していい。協会よりは各団体ごとに活動する方が予算をとび活動もしやすい。  
512

文化協会の事務局をどこに置くかという議論は大きく二つの意見がある。

- 1) ひとつは事務局を公的機関に置べきという意見
- 2) もうひとつは事務局を協会側に、公的機関から切り離して自立させるべきという意見である。

1)の意見の背景には、事務局を公的機関に置くことによって、行政と文化団体との連携が密接になる、あるいは、文化協会の運営に足並みが揃うらむという利点の認識がある。

2)の意見の背景には、事務局を公的機関に置くと文化団体の活動が制限を受けて、やがてくくなる、つまりたけ、自由な立場に置くべきであるという考え方がある。

しかし、現実には、1)の意見も2)の意見もそれほど激しく対立していない。というのは、1)の意見を主張する行政担当者も、ある非常に特定の行政の意図をそれによって押しつけようとするものではなく、むしろ、文化団体の活動がどうもたよりない、何とかして、地域の文化活動を盛り上げたり、そのためには、できるだけ行政が積極的に指導していくべきという観点に立ったものたからであり、いずれも、団体の独自の活力が強くなったら、自然に文化団体の自主運営に切り替えていこうという考え方が主な意見だからである。

いずれにせよ、行政側から、文化団体の側をみると、せっかく補助金まで出しているのに、もうひとつ、地域の文化活動が活発にならない。地域の文化団体にちと積極的に、文化振興の役割を担ってもらいたいという期待が、文化協会への結成の指導に結びついているといえるのではないか。

さらに、文化協会の運営は、それを法人化して行うべきであるとする意見もある。ここに、その意見をまとめ記す。

・ 芸文協に限らず、法人格をもつことは実質的、精神的メリットがあるのではないか。任意団体であれば所得税法上収入は会長個人の収入とみなされる。又法人化すれば信頼度も増す。513

・ 法人化の運営上の利点たが任意団体よりは發言力もあるのでは

- ・法人化については文化団体活動者自らの手で運営されるべきものであり、一部理事等に権限がある団体は文化団体として適いか問題である。  
515

法人化は、文化協会の立場を、社会的にも、法的にも、明確化させようとする意図によるが、その意見には、はっきりした骨格に在るような主張はない。これは、文化協会の意味、機能が曖昧なところに起因していると思われる。

文化協会は、文化団体の発言権を強め、社会的な見地からの文化行政の立場を強く支援していく、一種の圧力団体的である。あれかは、ギルド的なものなのか、それとも、文化活動を中心とした、趣味団体であるかは親睦団体的なものなのか、それもはっきりしない。

## 2) - d) 文化協会の中の文化団体のあり方

文化協会の立場が曖昧であることを見てきたが、この立場の曖昧さは、協会における文化団体の位置づけにおける曖昧さに繋がっている。ここでは、この点についての問題を考察する。

- ・文化活動が盛んになるのはいいが、会員間の格差が出でてくる新しい問題をかかえている。516

- ・アマとアマの連携が大切である。アマは地元に目を向けていい。アマとアマが協力して作りあげてゆく姿勢が必要である。517

- ・会員内の格差は組織内部の避けがたい問題で、人のムードで克服できる。518

- ・参加する文化活動の意義は芸術家の発掘、育成等の頂点のレベルアマと住民の芸術文化活動の底辺を広げることを結びつける二点にあり、この両者の相互協力が大切である。519

- ・文化振興会議（文化協会の意）は小さな団体が個々に加入している。地域的、種目的な付帯がある。520

- ・文化活動を進めるにあたっては地域の素地が大きく関係する。住民や文化団体の要望と行政指導を調和させいくことが今後の課題である。521

- ・県レベルの団体と市町村レベルの団体との結びつきが弱い。522

- ・使用側としてみれば文化団体といふのは横の連絡がスムーズに行っている。他の団体との協力がない。523

- ・県の芸術文化団体協議会は県段階の各種団体の連合会である。現在、市町村レベルの団体との連携が問題となっている。524

ここに見らるる問題をまとめると次のようになる。

- 1) 文化協会内部の諸加盟団体間に、格差、あるいは、姿勢に差異がある。特にアマとアマキヤア間の差が大きい。これは、言いかえれば、芸術家としての頂点を目指す指向と、住民の文化活動の広がりを求める指向との差に起因するもので、当然、文化協会に求められる要素も異なる。

- 2) 各地域の文化協会によって、その構成に片よりがある。

- 3) 県レベルの文化協会と市町村レベルの文化協会の連絡がうまくゆかない。
- 4) 文化団体相互の連絡がうまく取れていない。

ここに見られるように、文化協会という地域の文化団体の統合組織は行政の指導を受けて、一応は形成されたものの、その具体的な中味については、その方向が良く定まっていない状況が良く判る。これは、先にも見てきたように、文化協会の扱う文化団体の範囲があまりに広く、その共通の目標を定めることができにくいう背景があるようと思う。基本的には、文化協会は、補助金と、行政側からの文化祭運用の委託という、ふたつの事項によって繋がってはいるとして良いであろう。しかし、個々の文化団体は、文化協会にそれ以上の意味を見つけかねているというのが正直なことである。

### 3)まとめ

文化行政における文化団体についてまとめると次のようなことが指摘できる。

- 1) 文化行政において文化団体と呼んでいる範囲は、そのジャンルにおいては、文芸、美術、音楽、演劇等あらゆる分野に及んでいる。またその活動方法や、指向についても、一定の定まった範囲がなく、さながら曖昧といえる。文化行政側としても、あえて範囲を定めずには、むしろ包括的に把えてやうという考え方を見られる。
- 2) ただし、ひとつ、範囲を定めるとすれば、その地域に基づいて、何らかの創造活動をしている団体ということになろう。藝術鑑賞だけを目的としたような団体は、文化団体には含まれないという姿勢が強く見られる。また、営利的な活動を行っている団体を含めない傾向が見られる。しかし、これに関しては、はっきりした線は引けないところがある。
- 3) 文化団体は、自治体が育成しようとする主要な目的は、地域の創造文化の振興である。市民による「参加」「創造」というのが主要なテーマであり、従ってその中心は、いかゆるアマチュアの創造活動である。
- 4) 自治体がこのトライ・地域の文化団体の活動を積極的に指導しようとする背景には、自治体が、地方の文化活動は、中央に比べて停滞しており、その格差をなんとか是正しようとする意図がある。
- 5) しかし、これを、自治体の押しつけてして指導するのは避けたい。このために、各文化団体の統合体、いかゆる文化協会を組織して、そのリーダーシップのもとに、地域の文化を振興させていくと走っていきたい。
- 6) これを受けて、ほとんど全国的に、文化協会が成立されている。現在の主な業務は、補助金の窓口であり、また、文化祭な

と、自治体の企画する事業を実際に運用することなど、自治体の文化行政と市民の文化活動の窓口としての機能である。

7)しかし、文化協会の内部では、そこに参加している各団体の指向や、ジャンル、レベルなどに大きな格差があるために、総体として、思うような活動ができていない。

8)また、基本的に文化団体の中には、地方の窗口を含めているものの総体としては、アマチュア活動の育成に目がむけられ、プロの活動の地盤整備という方向への視点が希薄である。これは特に文化活動の指導者の育成に対する文化行政の態度によく表われている。

9)文化団体に対する補助金についても、一団体あたりの補助額は、団体の事務経費も補填できないような極めどわざかな額であり、眞の文化振興へほとんど結びつかない程度のものである。

10)全体として、地方文化行政は、その実施において、文化団体、文化協会の存在にたよりすぎているのではないか。そしてまた、たゞ、これらの割合は資金的なバランスが少ないのでなく、アマチュアの活動ばかりに目がいって、プロの活動に対する視点が欠落しているのではないか。あまりに創造性を強調するために、鑑賞という行為、あるいは食いものが多く鑑賞できる地盤整備への視点を欠いているのではないか。文化行政と文化団体のかかわりを見てゆく上で、今後上記のような点について反省を加えておくべきように思われる。

## 5節 文化振興会議における文化会館

ここでは、本論文の主眼である、文化会館が文化振興会議の席上での、各文化行政担当者による、いかに位置づけられていくかを察する。

文化振興会議に見られる文化会館についての議論は大きくつきのテーマに分けられる。ただし、文化会館における事業については、既に述べたので、ここでは省くことにする。

### 1) 文化会館の目的と行政上の位置づけ

#### 1) - a) 文化会館の設置目的

#### 1) - b) 文化会館と行政機構の関係

#### 1) - c) 文化会館相互の連携

#### 1) - d) 文化会館と他の施設の連携

### 2) 文化会館の施設計画のあり方

#### 2) - a) 文化会館の分布基準

#### 2) - b) 多目的ホールか専用ホールか

#### 2) - c) 大ホールか小ホールか

#### 2) - d) 練習場

#### 2) - e) 設計における指導体制、利用者の設計参加について

#### 2) - f) 施設整備の補助金

### 3) 文化会館の職員及び運用組織

#### 3) - a) 文化会館の職員

#### 3) - b) 文化会館の財団法人化

#### 3) - c) 文化団体の会館運営への参加

### 4) 文化会館の利用条件に関する諸問題

#### 4) - a) 利用手続、優先利用、利用制限等

#### 4) - b) 定期活動、倉庫利用、舞台練習等

#### 4) - c) 利用壁

#### 4) - d) 使用料金、入場料金、物品の販売

5) 文化会館の施設の維持、管理、防災

5)-a) 設備の保守

5)-b) 施設の美しさの維持

5)-c) 施設の防災

これらに加え、順に考察を加えることにする。

## 1) 文化会館の目的と行政上の位置づけ

### 1)-a) 文化会館の設置目的

まず、文化振興会議での意見を記すと次のようになる。

・文化活動には発表活動と鑑賞活動がある。発表活動では舞台芸術の場合、当初、発表の場所として各地の公演可能な一般公共施設を求めて活動が行われた。活動の中で「文化施設設置の要望」が出、相次いで各地に公立文化施設が建設されると、その活動のほとんどが「公立文化施設を利用し、舞台機材をフルに活用した作品を中心となって」いる。従来の一般公共施設では実演不可能であつたオペラ等も登場してきな。発表場所は、その後、全ての文化施設へ移行し、公演企画面でも、施設を利用して実施することを前提とするものとなつた。

鑑賞活動でも、公立文化施設が建設されたことで「中央から各種の芸術団体の来演が可能となり、鑑賞団体が組織されて催し物が定期化し、作品もある程度重複する」となつた。この点では中央との格差が解消され、地方分散化が進んだといえる。以上のように公立文化施設の設置は、発表の場の確保、鑑賞の機会を促進した点でその果たした役割は大きい。

最近文化施設に対して、発表の場と同時に地域文化の活動拠点としての役割が求められつつある。練習場の絶対的不足が創作活動の疎外要因となるないように、日常文化活動の拠点として機能的にも整備する必要がある。このことは、芸術文化活動が趣味的なものから公のものとけて定着しつつある今日、行政が積極的に対応していくべき問題である。

525

・文化的な事業は文化会館を中心となるべきである。 526

・文化会館の役割は①芸術鑑賞の機会の提供、②人々と芸術活動に参加させ創作活動を助成の2点である。 527

・文化会館の設置目的は①すぐれた芸術文化に接する機会の提供（自主事業の実施）②創作活動の発表の場の提供（御土芸能・アマチュアの利用の場）③会議・展示・貸ホール等の場（多目的利用の場）がある。 528

・文化会館はそれの中の設置母体も条件を置いてくるので、一様には言えないが、舞台芸術の普及という点でどうえれば、①舞台芸術を提供する機能、②地域文化発表の場を提供し、育成助成していく機能のふたつの機能がある。 529

・文化施設の役割は県民の文化の健全な発展と福祉の向上に寄与するためであり、この目的達成のために次の義務を行ふ。①文化

事業の実施、②ホール展示室、会議室との他の施設の活用、③その他  
会館設置の目的を達成するための必要な事業。 530

・当県民会館は条例により、「芸術文化の普及振興を図り、県民生活の向上に寄与する」ことを目的に設置されてる。 531

・一流の優れた芸術文化の公演可能な施設が少ないので、もっと整備する必要がある。 532

・C県文化会館は音楽ができるホールとして、その後、C市民会館が演劇の出来るホールとして建設され、機能分担がうまくいく。 533

・すぐれたものを多く見る機会を作らう。 534

・大都市との間に格差のみられる中小都市における芸術文化などを  
公立文化施設を中心となして育成推進する必要がある。 535

・舞台芸術の振興のために文化会館の機能役割は重大である。文化庁  
としては拠点づくりを重視している。鑑賞事業については、公の  
機関が実施するのだから民間ベースでできないことを行い、基本  
的なジャンルは最低確保していくことが必要ではないか。 536

・出来るだけ広い層に参加してもらいたい新しいものを創り出しう  
らう。 537

・市民会館、文化会館など建設により、文化施設の整備は進んだが、  
文化活動への参加の面が遅れている。 538

・単に見せるだけの文化振興業務ではなく、大衆自らが歌い、演  
劇で創造する文化振興をめざしたい。 539

・地元の会館に地元の要望を取り入れるように言っていいが、大  
きな公演ばかり引き受け小公演は引き受けくれない。地元  
の文化の育成を土立ててくれるのではないか。 540

・参加する文化活動の拠点となる文化施設が欲しい。 541

・地域住民の合唱、演劇等の利用についても、積極的に便宜を提  
供すべきである。 542

・ゲタバキ文化活動が生きる雰囲気と使用料の軽減を望む  
声が多く出された。 543

・練習室等気軽に活用できる市町村の文化会館の建設促進 544

・社会教育における公民館、体育スポーツにおける体育館のよう  
に、芸術文化の日常活動、習作練習の拠点となる文化施設の整  
備が必要である。 545

・サークル活動の拠点として市民の文化活動が人間の質を高め  
やすくこと、これに対応して施設を造ってやくことが必要である  
と思う。 546

・市民の一人一人が参加する、地域に立脚した根強い会館に育て  
てやまない。 547

・文化会館は地方の文化振興の拠点である。 548

・地域文化活動のセンターであり拠点であるために体制整備、内  
容充実が必要である。自主文化事業の推進を図るとともに、地  
域文化活動の振興に必要な組織の結成と充実を図ることが大切  
である。 549

・文化施設は住民のニーズに根ざした機能を開いた行動性を持  
たねばならない。 550

・かつこの中央公会堂的な施設とは違って舞台機構などに大きな  
資金を投入してくる文化施設である以上、単なる集会の場とし  
ての機能を乗り越えて、地方文化の振興のために、より積極的  
な活動を推進することは、その最も大きな役割であるといえよ  
う。 551

・艾通ホール部門についてみると、市民会館、文化会館など、  
それぞれの名称が示すように、いずれも文化振興活動の拠点  
としての役割に加えて市民のコミュニケーションの場となり、大  
多目的な性格を持ってくる。 552

・文化振興の拠点としての役割と、地域文化人の協力の確保、  
施設利用者に対する文化活動に関する助言、援助、芸術文化、  
学術文化、生活文化の施設的普及事業の実施、学習者、研究者、  
鑑賞者の組織化促進と施設における活動の支援を行ふ。 553

これらの意見を総合すると文化行政担当者は、文化会館の設置目的  
あるいは、その存在の意味をつきのように考えている。

I) 文化会館は従来の公会堂、つまり単なる集会施設ではなく、文化  
活動の拠点として考えられてくる。公会堂から文化会館へと、質  
的転換が行われたと理解されている。

- 2) 文化会館における文化活動の領域には、はっきりした枠がない。演劇、音楽などの舞台芸術から美術、文芸活動の領域まで広がっていふ。しかし、やはりその中心は舞台芸術にある。
- 3) 文化会館の中心活動である舞台芸術と、た場合、その上演という側面について、文化行政担当者は、もとより鑑賞活動と発表活動に分けられていく。鑑賞活動は、いわゆるアートの公演活動を指し、発表活動とは、こうとの発表活動を指していく。
- 4) 文化会館においては、この意味の異なる二つの上演活動が混然と受けとめられ、双方ともに文化会館の主要活動として位置づけられていく。
- 5) 以前は、文化会館は、いわゆるホール施設として、舞台芸術の企画、制作、創造、上演アートセスのうち、公演あるいは発表の場として、その最終アートセスのみを受け入れるものとして扱ってきていた。しかし、今日では、文化行政の考え方か大きく変化し、市民の文化創造活動が重視されるようになり、それに従って、文化会館の機能も、こうした創造活動を積極的に受け入れるべきであるという考え方へ変化していく。
- 6) 文化会館における創造活動への指向は、主として、こうとの文化活動の分野で行われていく。これは具体的には、文化会館における機能ばかりではなく、練習室機能も充実させる動きに表われていく。(この点については2)-d)を考察する)
- 7) アートの創造活動への視点は、いまのこところ、はっきりした形をとっている。ただし、文化会館の自主事業という形で、従来の管轄業務にたよっていった時点に比し、事業の選択の意志の強化という面で、アートの創造アートセスの一部へ、文化会館の意識は入り込んできていくということはできる。つまり、提供される「商品」の選択というレベルでのアートの創造アートセスへの介入が始まっている。しかし、その創造活動そのものは、まだ、文化会館の組織あるいは意識の外側に置かれている。

\*1)

3節4)までの参照

8) もうひとつ文化会館の大きなテーマには「地域文化振興の拠点」というテーマである。あくまでも、地域に根づいた活動をしてゆきたいとという考え方である。これは、本章3節の「文化事業」<sup>\*2)</sup>を考察したように、従来の貸館を中心の文化会館活動は、中央の営業主、劇団、楽団などによる中央文化の受け売りとなってしまっていったという反省に立っていふ。従って、地域文化の振興⇒地域住民の文化活動の拠点⇒カラーラとの創造活動の重視と思考が流れでゆく傾向をもつていい。この指向には、中央文化としてのアートの活動を意識の外側へ置いてしまおうとする傾向を内蔵している。また、広く、地域文化などの創造性の面から総合的に生活と密着させて把えてやこうというこの視点は、文化会館の扱う文化活動の範囲を、どんどん拡散させてゆこうとする意識と結びついている。総合文化センター、カルチャーセンターへの指向である。

9) 他方で、文化会館に対する要求として、質の高い、すばらしい芸術を地方でも享受できるような、いわゆる鑑賞機会の提供の場としての充実を望む声も、非常に高い。これは、美術のように、鑑賞の場として制度化された美術館のような施設を持たない、舞台芸術の分野に強い。これは、文化会館と、舞台芸術のための施設として、より機能の尖鋭化を求める指向へと繋がる。これは、この組織の具体的な運用面や施設計画の方向としては、8)に見た、総合文化センター、カルチャーセンターへの指向と、対立する部分をもつ指向である。

このように、文化会館の機能への期待は、どんどんふくれ上ってきており、従来のように単なる集会場として片づけるわけにはゆかなくなってきた。その期待には、上に見るようにいくつかの相互に矛盾する面も多い。しかも、その矛盾は、これからも、どんどん増大する傾向にある。おそらく、現在、既に文化会館はひとつつの概念、あるいは目的では把えきれなくなり、113113を方向性をふまえた上で総合的にそのあり方を反省すべき時点にきていいのではないか。

これに関連して、文化会館の意味を法的には、きりさせねば「べき」  
という意見もある。

・文化会館の性格がまだ、あまり明確にされてないところがある。  
554

・公立文化施設基準を定め、また文化会館につけて法令上明定すべきである。  
555

・文化施設は全国的に多いため、建設の動機、発想が各館によつて  
異なり、しかも文化行政と密着してしまつた。文化会館と地方の根  
柢とするならば、国は、会館の役割を法的に規定し、公立文化施  
設のあり方につけて方向を示してほしい。  
556

・文化会館の設置目的はどの会館も同じであるが、運営に当  
て、理事者の理解、財政の確立等、正常な運営を因、いくた  
わには、文化会館の設置基準とか、運営基準とは、きりと立法  
化してゆくべきではないか。  
557

・公立文化施設としての本来の機能はどうあるべきか。それとれ  
館の考え方があるようだが、全国的に共通の観念の確立が望ま  
しいのではないか。  
558

・建設につけての補助の規準はあるか、運営につけては法律の規  
定はない。今後検討の要はあると思う。(文化庁)  
559

このように、文化会館のあり方、理念が非常に混乱しており如何に考えねばか判断つかなくなつては文化行政担当者の間からは、文化会館の根柢となる方向づけを法の確立に求めようとしている。しかし、著者は(1)文化会館そのものの概念が、種々の矛盾をかかえ大きく変化しようとしていること、(2)そことの変革の方向が、いくつも考えられるであろうこと、等の理由により、あまりに法の確立を急ぐなれば、かえってその可能性を萎縮せてしまう危惧を持つ。むしろ、文化会館が、自ら、独自の立場で、自分の目的を論理的  
に、根本的な部分から反省することのほうが急務であると考える。

## 1)- b) 文化会館と行政機構との関係

文化行政機構と文化会館とはどのような関係にあるのだろうか。文化振興会議には文化会館と文化行政機構との関係に関する次のようないい議論がある。

・文化会館は文化事業を実施する場合行政当局は実施のための積極的な援助を行なへべきである。 560

・地域住民の創造意欲、発表意欲を盛りあげるために、文化団体やそれを主管する社会教育部局、その他の関連機関と文化会館との連携プレーが必要である。 561

・文化庁-都道府県-市町村といふ行政ルートと文化会館との連絡が十分でないのを、文化会館を構成単位とする連絡協議会といふものを作つてほしい。 562

・市町村文化会館と県との連携が十分ではない。 563

・文化行政関係情報を地方行政当局だけでなく、文化会館まで流してほしい。 564

・知事・市長部局に属していふ文化会館の場合、文化庁や県文化課との間の連絡調整が円滑を欠く場合がある。 565

・文化会館は市長又は知事部局所属であるほうが良いのか、あるいは、教育委員会所属である方が良いのかという問題は、結局、施設の長あるいは、市町村長の姿勢といふものを解決できるのではないか。 566

・文化会館は、知事・市長部局に属するものと教育委員会に属するものがある。教育委員会が所管したほうが良いのかもしれないが、文化会館は公民館とは異なり事業の幅も広く、予算の問題等もあり、直ちに結論は出せない。 567

・文化施設が市町村長部局に属したり教育委員会に属するものがおり、行政間の連絡が不徹底なことが多い。 568

ここに見るように、文化会館と文化行政との関係は、あまりうまくいっていない。特に文化会館の所轄部局が、教育委員会であり、首長部局であったりすることによる混乱が、大きな問題となる。しかし、これは、つき詰めゆくと、文化行政のものか、

我が国における明確な論理、あるいは存在の背景をもつことはないこと、として、それが故に、文化会館のあり方そのものが、非常に曖昧であることへと繋がっている。この点については既に本章2節「文化振興会議による文化行政」で詳しく考察した。

## 1) - c) 文化会館相互の連携

本章3節2項「文化会館の文化事業」における、文化会館で行なう企画は、巡回公演などのように各文化会館の連携が必要となる性格のものが多く、文化会館相互のネットワーク化が望まれていることを考察した。ここでは文化会館が具体的にどのようにネットワーク化を望んでいるかについて考察する。まず、文化振興会議にあらわれた意見を示す。

- ・まず文化環境の整備については毎年1~2館の文化会館を建設すると同時に、文化会館相互の連携を図るネットワーク化が必要である。 568

- ・個々の施設間の任意連携及び地域的、目的的な組織連携により情報入手、共同研修や研究、共同事業の実施、共同利益の確保、サービス向上、事務能率向上の協力事業を行う。なお、組織的連携としては協議体方式、連合体方式、外郭団体方式などが考えられる。 569

- ・「ロックごと企画の公開を行い、協力を買う必要がある。是非このシステムを確立したい。 570

- ・文化施設の所属についての実状は様々あるが、施設間の連絡情報交換が充分にとれる体制を用意されたい。また、この体制を強化し、事業を企画し、実施するようにしてはどうか。 571

- ・各市町村は競って文化会館づくりをしている。県としては長期的視点で対策が必要である。現在このうち、62施設で連携をとり情報提供のポスター、チラシ等をつくっている。 572

- ・情報交換 調査などの事務局を設けて実施することが望ましい。 573

- ・自主事業を行う際には地域の各館の協力のもとに共同企画を行なうことが望ましい。 574

- ・地方公立文化施設2館(500席以上)で任意の連絡協議会をつくり、積極的に自主事業に取り組む。10館とは連携を密にし、資料の提供をしている。後には、この10館が内容を充実し、施設の中心となる、センター的役割を果たすことへの期待もある。 575

- ・センター的役割とは現時点では資料の提供である。 576

- ・県内の市町村文化会館の建設も進んできつつあるので県民会館

はこれらの施設の中核として機能する必要がある。

577

- ・県民会館は県の公立文化施設協議会の事務局として市町村との連絡を保つてゐる。  
578

- ・文化行政を推進するに当たり、末端の意見を生かすため、任意団体とは113多くの地方の文化施設を会員として、その組織活動の強化を図つて113全国公立文化施設協議会に対して文化情報を流すとか、それを通じて調査を行うなどを、と活用すべきである。  
579

- ・文化施設協議会のような横の広がりにより、地域性をもつて文化活動をすることによつて、文化的基盤が出来ていくのではないか。  
580

- ・公立文化施設協議会の事業を活性化するとともに連絡協議を密接にする必要がある。  
581

- ・近畿公立文化施設協議会の統一自主企画にとりあげた「高校生のための歌舞伎教室」は文化活動面における連携プレーのひとつとして意義があると思う。  
582

- ・全公文の組織を統一し、各種専門文化団体との協力関係を整備し、文化振興事業財團の母体をつくる。法制化が困難を場合としにかかる組織をつくり、国、地方公共団体の助成を要求。  
583

文化会館の連携を求める目的としてはつきのようものが考えられる。

- 1) 単独でできない事業(公演)を可能にするため。
- 2) 文化会館運営の財源をより融通のきくようまとめるため。
- 3) 共同研修や研究により職員の対応や業務体制の充実を図るため。
- 4) 事業、サービス、運営のための情報交換をより充実させよため。
- 5) より広域の地域の社会に対してバランスのとれたサービスを行ふため。
- 6) 並接する所轄の違う会館のちくはぐな事業計画を調整し、社会に対してより質の高いサービスを行ふこするため。

こうにこのような文化会館の連携の中心となるセンターバリが望まれてゐる。文化振興会議における要望をみると、このセントラル的功能は、県立の文化会館に求められてゐる。これは現在の文化

会館は県立のものも市立のものを、ほぼ同じような機能しか果たしていないが、県立の施設は、とのサービス領域の広さという点ひとつとっても、も、と広い地域にわたる文化施設のコーディネーターとしての機能をより拡充すべきたという考え方を背景にしてくる。また各市町村立の文化会館のような所轄の異なる施設のまとめ役としての機能も県立の文化会館に期待されてくる重要な機能のひとつである。

もうひとつ、文化会館の連携をすすめる上で、強ハイニシアティブを取ることが求められてくるのは、公立文化施設協議会である。これは全国の文化施設の連絡会議的存在で、現在は東京文化会館内にその事務局が置かれている。この協議会の中には文化会館の管理、運営、自主事業の実施・協力、施設の整備や技術上の諸問題について討議権持つ各種の部会が設けられている。協議会としては、地道的努力を重ねてきており、文化会館相互の連絡組織としては唯一のものなのだが、文化行政や、制度のはざまに立っており、残念なことに、文化行政からの予算的、人的なバックアップが少々ない。文化振興会議には、文化行政に、協議会支援を訴える声が強くあがめられている。

## 1)- a) 文化会館と他の施設との連携.

文化会館相互の連携が強く望まれてゐることは、先にふれたが、  
との他の施設とはどのような連携が望まれてゐるだらうか。この点につれて文化振興会議には次のような意見が提出されてゐる。

・当文化会館は次のように連携してゐる。①主催各課と緊密会連絡、②文化庁ほか、他府県施設との連携、③教育機関との連携、④博物館との連携、⑤図書館との連携、⑥文化協会との連携、⑦との他の関係社会教育関係団体との協力 584

・文化会館と公民館の相違を明確にして、文化会館職員の研修の目的とは、きり立てる必要がある。 585

・公民館をもつと芸術文化活動に活用すべきである。 586

・文化会館のない市町村も多く、芸術文化団体の育成、展示の場の役割は公民館が担っているところもある。このような公民館に対する援助を検討してほしい。 587

・当面、芸術文化活動の場として公民館等を活用することを考慮すべきである。 588

・練習の場は公民館を使用し、発表の場としては市民会館を使用する。 589

・市民会館としては販賣業務が主である。市民文化祭とか、民間団体の方は中央公民館が企画して発表の場としている。 590

・会館と社会教育の連携については自主文化事業を地域文化に普及したなどいうことで、社会教育との連携が必要だと認められるが、幸い公民館職員を兼務しているのでうまくいく。 591

・地区公民館と文化施設の連携を図る。 592

・学校には体育館があるが、夜間は使っていない。また学校教育と地域の繋がりを考えるのに、学校周辺のユーラスケループ等は学校を利用し、学校と地域の文化交流を考える必要はないだらうかといつたことが問題となる。文化センターは単なる施設ではなくて、どういった学校施設等うまく生かす機関ではないのか。 593

・施設がないからやらないのではなく、利用できる施設は小学校の体育館でも利用してやつていく姿勢が必要である。 594

・学校、公民館等教育委員会所管の施設もあり連携アレイを考える必要がある。特に社会体育関係では学校運動場の開放とかいろいろなことも手掛けてるので、勤務の関係や、施設整備の管理に不克はあろうが、市町村や県が教育委員会の窓口で出来るものから効率的な利用方法を進めねばならない。 595

・青少年センターと連携して開設も考えていいのではないか 596

文化会館が連携をとるべきと考えている施設には次のようなものがある。

1) 公民館、中央公民館との連携

2) 小中学校など教育機関との連携

3) 青少年センターなど類似文化施設との連携

4) 図書館、博物館、美術館などとの連携。

これらのうち、特に公民館と学校機関との連携が強く望まれてい

る。公民館については、小学校、または中学校区の規模で、地域に広く分布しており、地域住民の生活には文化会館より密着したサービスができるメリットがある。文化会館の一側面として、地域住民の文化活動振興への指向が強くあることは、既に付箇を述べたが、

この観点では、公民館活動と文化会館活動とは大きくオーバーラップする。従って、公民館との連携を求める声が起ころのは当然である。

特に、地域文化団体の練習など日常活動の場として公民館に期待されるところは大きい。しかし、公民館と文化会館では、また別の指向もある。

公民館については、主として放課後のあいだ空間の文化活動に対する積極的な利用への要望である。これは、管理上、考慮せねばならぬ点は多々あるが、地域住民の文化活動にとっては、1) 地の利、2) 親子の文化活動の連携が期待できる点、3) 教室や体育食室などの活動のしやすい大空間がある等、多くのメリットが考えられるので、今後も充分に考慮されるべきものである。現実においても、文化活動に対する学校開放は、着実に広かりつつあるようである。

学校については、主として放課後のあいだ空間の文化活動に対する積極的な利用への要望である。これは、管理上、考慮せねばならぬ点は多々あるが、地域住民の文化活動にとっては、1) 地の利、2) 親子の文化活動の連携が期待できる点、3) 教室や体育食室などの活動のしやすい大空間がある等、多くのメリットが考えられるので、今後も充分に考慮されるべきものである。現実においても、文化活動に対する学校開放は、着実に広かりつつあるようである。

## 2) 文化会館の施設計画のあり方につけて

### 2)-a) 文化会館の分布基準

・文化会館は人口10万人以上の都市を基準に整備されておりが今後は小都市の小さな施設の建設について検討する必要がある。 597

・文化庁としては10万人を越える所に1ヶ所くらいの基準で整備を進めています。 598

・未設置市町村の解消の施策を中心に普及していく。 599

文化会館の分布状況については既に1章で詳しく述べた。それによると、文化庁の補助金で建設された文化会館の数は、昭和55年度までに200件にのぼっています。自治省調べによると、ホーリネス文化会館的施設の数は昭和55年度で1691館あるという。このように文化会館あるいは類似施設は、全国各地に既に広く分布しており、とにかく、「無から作る」という時期は既に過ぎてしまったと見ることができるよう。文化庁でも、その設置は、現在10万人以下の地方の広域市町村圏の中心都市における整備へ、重点が置かれるようになってます。大、中都市では、もう旧くなっている会館の建て替え、機能向上などを求めています。この意味で、文化会館の建設はいま、曲がりかどに来てますといえるのではないか。

## 2-1b) 多目的ホールか専用ホールか

これは、文化会館における永年にわたる最もオピュラーを論争である。この点に対する文化振興会議との意見にはつきのものがある。

・地方では公演、会議、娛樂、教養、文化的展示などのため多目的ホールに価値がある。将来この方向に進む可能性が多い。 600

・主目的を1つに限ると利用できないものも出るため、多目的ホールとして使用する予定である。 601

・東京に近いため音楽だけのホールは利用率が低く、多目的にすべく考慮している。 602

・ホールは舞台芸術には万能という多目的ホールであるが、この文化施設の良否の評価は、その施設設備により左右されるとても過言ではないと思われる。 603

・多目的ホールはややもすると、どれにも適さないホールとなる恐れがある。主目的があつて、その他の催物にも、利用できるホールが理想的と思う。 604

・多目的ホールとすると大変便利で効率的なホールという印象をうけるが、芸術内容によっては非常に不備感を感じるホールとなる。このため、特別な施設設備を設けて、ある程度補う必要がある。施設設備は利用内容に関連があり、利用内容は地域の特性を表わしていくので、施設設備の基本的内容は、地域性を考慮する必要があると思われる。文化施設の一般利用状況を見ると、地域住民の利用が大部分であり、これらの利用については、文化施設の基本的な施設設備を充分運用できると思われる。地方として一番望んでいる一流芸術家や全国巡回公演をする芸術と中央と同じ状態で鑑賞したりとなると、多目的ホールの欠点があらわれたり、施設設備の欠如が問題となる。こなには特別な施設設備の設置ということになるが、この基準としては、国(文化庁)が行う全国巡回の催物が企画とおり開催できる設備だと考えれば良いと思う。昨今のよう逆境に文化施設が数多く建設されている場合は、万能というより、ホールの構造、特性に適した催物に対しては完全な特別施設設備を満足してホールの特殊性を前面に出してもかないと運営が難しくなるのではないかと思われる。 605

・当県民会館は2000席の大ホールを持つが、多目的に利用されており、年間稼働日数が約80~90%と非常に高い利用率となる。しかし、施設の不足が最大の原因であるが、一般運営等

の増加もあって、地元文化団体などの利用者に発表、練習の場として希望とあり会館を利用されることができるない悩みも深く、加えて会館は中小ホールの設備がないので、観客動員がキャパシティを大巾ト下回る効率の悪い利用のされ方も多い。文化会館がその使用許可につけて充分な選択権を持ち得ない現在では、地方における舞台芸術振興普及のためににはこれから文化施設は用途別の専門的ホールの建設が望まれて、むしろ、その方向に努力することこそ急務ではないか。

606

・文化施設の施設設備は、その利用に対して十二方に機能を發揮し、最高の成果をあげて利用した企画者、出演者、観客そして関係者すべてが満足していただくのが理想である。この理想を実現させるには専用ホールが必要となることになる。これは舞台芸術を大きく分けても樂楽、舞踊、オペラ、演劇、古典芸能その他となり、この各々が自分達に適合した施設設備の要求を満足させると、芸術内容により、施設設備の要求が相反するものがあるのに融合できないものについては専用のホールとなることになる。

607

多目的ホールを主張する意見は、舞台芸術には様々なジャンルがあるとして、ひとつひとつ別のジャンルだけ、その地域で一年間のホール利用を満たすことはできない、また、全てのジャンルに対して専用の設備をもったホールを建てることは、経済的にも困難である、従って、いづれもジャンルのものをひとつのおれでこなさざるを得ず、その欠陥は、技術的なバッファップによって改善すれば良いという考え方を立脚している。これは、理想形は専用ホールにあるとしている点で、いわば消極的な多目的ホール指向である。これに対して、いや、いつもよりも、そのような消極的な姿勢ではだめだ、これからは、どんなホールでも、高度な舞台芸術を上演するためにある程度の専用性はもつてゆくべきであるというのが専用ホール指向の主張である。最近では、少しづつ、専用ホール指向の意見が増えてくる。その背景は、1)ある程度の都市規模では、ホールを複数抱える都市が多くなったこと、2)多目的ホールとして建設されたホールが実は、またく使われるのにならず、文化行政のお荷物となるケースが増えてきたこと、3)ある程度、特色を打ち出したホールのほうが、市民に生まれて使われるという経験が蓄積されてきたこと、4)専用ホールだからといつて、劇場タイプが無限に増えた訳ではなく、数1人70のホール

があれば、今日の舞台芸術の要求は充分満足できることが理解されるようになつたこと、つまりホールをいくつも建てることが無理な場合であつても、たとえば、現代劇やミュージカルに、高度に対応できる設備や空間特性を備えたホールであれば、他のジャンルに対しても、広く対応できるものであることが判つたことなどがあげられよう。

しかし、他方で積極的な多目的ホール指向を生じている。たとえば第600巻の意見に見られる指向で、いかゆる舞台芸術だけではなく種々雑多なイベントに積極的に対応できるような空間をつくろうとする指向である。これは多目的といふよりは、むしろマルチフォーラム(多形式)ホールといふべきものへの指向である。これは、我が国の多目的ホールは、実は、それほど多目的なものではなく、むしろ舞台芸術の上演に拘束された目的指向に呪縛されすぎていたのではないかという反省によるものである。専用の劇場空間を別にもち欧米の多目的ホールでは、もっとのひのひと自由なアイデアが展開されたりするところが最も刺激的である。これは、一種のイベントホールであり、言うなれば「多目的ホール」という専用ホールの考え方である。

このように、現今は、消極的な多目的ホール指向から、何らかの形でホールを特色づけてゆこうという方向へ考え方方が大きく変化つつある。ここで最も問題となるのは、いかなるホール形態を選ぶにせよ、それをいかに身体化できるか、いかに利用者の手の内に入れるかを施設にできるかという点であろう。実は、いままでのホールには、この観点がまったく欠けていた。3章の豪国アンケートで詳しく分析するが、現在の公共ホールの最大の非難は、自分たちの思うような使い方ができないという点に集中している。舞台設備に論理的統一がなくアンバランスであったり、舞台芸術の上演に対する管理不整である等である。思うに、多目的ホール批判は、ほんとの多目的性の批判ではなく、むしろ、いままでのホールがいつてきて、その非身体的な性格にあるのではないか。従来はホールの管理者は自己全量をすることがあるが、たのこ。やうした非身体的な性格に制

用者の不満としては残念なが、自ら骨身にしめて感ずることは多いた。しかし、今日では、自主事業の普及とともに、ホール管理運営者がその苦しみを身近に感じはじめている。おそらく、自主事業がさらに普及するにつれて、文化会館は、この問題との対決をより強く迫らなければならぬ。

文化会館における自主事業の普及とともにもうひとつ大きくクローズアップされてきた問題がある。それはホール設備の標準化という問題である。(いままで見てきたように、文化会館の自主事業あるいは民間の公演でも、地方において、それは、ほとんど全て、巡回公演方式によって)ある劇団、劇団は、毎日、ホールを順にめぐりながら公演を行う方式である。単独で、これの公演を呼ぶだけの経済力は残念ながら地方の文化会館にはない。従て、今後も、この巡回公演方式は、重要な役割を果してゆくに違いない。ところが問題なのは、ホールの設備が、文化会館ごとにまたく、バラバラなのである。たとえば劇場Aは直径10mの回り舞台があるが通りはない、反対に劇場Bは通りはあるが回り舞台はない。こうなると、A,B両館をまわる演劇では通りも回り舞台も使わない演出をとらざるを得なくなる。このように現在の巡回公演では、その回路に入つる最後の設備のホールに焦点をあてた演出が計画される。当然その負は低下することになる。これは非常に大きな問題である。従てホールの最も基本的な部分で、設備の標準化を行おうとする意見が強くなってきた。ホールの個性を殺さぬよう配慮しながらも、こうした標準化は、せひ必要なことだと筆者も考える。

## 2) - C) 大ホールしか小ホールしか

ホールに関する旧系からの議論には、専用ホール・多目的ホール論争の他に、ホール規模に関するものがある。

文化振興会議には次のような議論が見られる。

- オーケストラ、洋舞、日舞は大ホールが必要で中途半端は困る。舞台機能はしっかりしたものを作る必要がある。 608
- 市の人口規模に適した大ホールの設置が必要である。 609
- 2000名収容の大ホールも必要だが、もっと住民が気軽に利用できることのほうが大切ではいか。 610
- 小規模な文化施設は構造がほとんど集会場的なものであり、舞台芸術を披露するには粗末すぎるので、建設時にもっと適当なマスター平面を結んでもらいたい。 611
- 小団体専用の様なホールの建設が望まれるが、行政側とのかかわり合いがスムーズに行えない。 612
- 市民会館内に小劇場を作り各文化団体の要望による舞台発表の場としている。 613
- 青森市のように、地元アマチュア団体が使用する500席程度の施設が必要である。 614
- 小劇場建設促進が望まれるが、管理運営において文化団体の要望が入れられるようすべしである。 615
- 我々アマチュア団体にとっていちばん使いやすいのは、500～700席ぐらいのホールである。席数は少なくてこゝ舞台は広く、いつも使える練習所があれば好ましい。 616
- 小さな発表会を開くのに手始めに400～500名程度の小ホールを望む。 617
- 国の補助対象を下まわる規模(500以下)のもので、公民館とは異なり芸術鑑賞などの機能をもった施設で、機能的はどういうものか、など県としての方策を立てたい。 618

これらの意見の傾向を判断すると、ホールの規模については、大ホールの希望をまったく無むうではないが、全体としては、小規模

のホールを希望する傾向が見られる。その主な理由は、1)大規模ホールは地元のアマチュア団体を中心とした発表会には大きすぎる、2)大規模のホールは気軽に利用できない等である。約500人程度の収容力のものが希望されているようである。しかし、小さなホールとは言え、舞台空間や設備に関しては充実したものが望まれている。小規模な文化施設は「...舞台芸術を披露するには粗末すぎる」という意見がそれを代表している。

さらに、利用者としては、小さなものを望んでいるのに、行政がその意向をうまく汲んでくれないという不満もある。これは、根本で、ホール建設のインセンティブとともに自治体の首長の判断が、大ホールへ偏き勝ちである現実を反映している。また、大きな公演の行える団体の発言力のほうが、小さなものを希望する団体の発言力よりも強いという状況もある。

ホールの客席数については、3章に各種のアンケートに基づいてより精緻な考察を加えることにするので、ここでは、全体として、設備の充実した小型のホールを求める声が強くなっている傾向にあることを示唆するにとどめたい。

## 2) - d) 練習場

文化会館を、その地域の創造的文化活動の拠点として利用する指向が強まっていることを、既に幾度も考察してきたが、その傾向に対応して、文化会館に練習場の機能を充実させようとする意向が多く見られる。文化振興会議に提出された練習場に関する発言にはつきのようなものがある。

・現在、団体の文化活動の場、特に練習場、発表会場が不足しており、それを整備する必要がある。 619

・私共は、稽古場がほしいこと。勤めを終えて集まると夜遅く、遠慮なく大きな声を出せると二子が無い。 620

・練習場には全く頭を痛めている。例えば鹿児島交響楽団等は銀行の貸ホール、オペラなどは音楽短大や学校を利用してしている状況で、現在、市の文化会館建設構想が進められておりが、相当のリハーサル室についても考える必要がある。 621

・管弦楽は企業の中の施設を使用している。 622

・今までは練習はリハーサル室で無料で使用させてもらっている。 623

・公民館の中に一部分でも防音施設のある部屋をつくって欲しい。 624

・地方芸術文化振興の見地から、文化会館にはリハーサル関係施設を設けることが必要である。 625

・練習場がないため、とくに音楽、演劇関係団体が困っている。今後の施設には練習場は不可欠である。 626

・建設中の音楽文化会館には練習室を大中小計12室設計することにしてある。 627

・現在、市民会館には練習施設がない。 628

・最近2~3年におけることは、優れた芸術を発表できる舞台構造や練習室を有する施設には補助金を出し方針であるのを、今後徐々に充実していくと思う。また、文化会館は、利益の道主に終始せず、地域住民の使用を優先し、施設を提供すべきである。一文純序 630

このように、文化会館に練習室の設置を求める声は非常に多い。特に、オーケストラ等の音楽や演劇のように、大きな声や音さむし、かつ広い空間を必要とするものの要密度は高い。これに対して、文化庁なども、文化会館の設計指導を通して対応してきてくる。今後、文化会館の練習室は充実してゆくと考えられる。ただし、このよう手施設が充実するに従って、との利用条件でいくつかの問題が生じてくる。たとえば、夜間利用、連続利用、定期利用などの可能性についてである。演劇や音楽などジャンルの違いによって、との利用形態や要求もかなり相違がある。これらの細かい問題については、3章にて、アンケート調査とともに、詳しく考察することにする。唯、ここでは、まとめとして次の点を提示するにとどめる。

- 1) 文化会館の認識が高まり、従来の発表、公演のみを対象とした考え方から、それに到る創造のプロセスの重要性が認識されるようになり、それにに対応し、稽古場、練習場の必要性が認められるようになってきた。
- 2) 文化会館の練習は主として、地域のアマチュア（一般）を対象としている。
- 3) 練習室の定期使用、連続使用等具体的な運用方針については、また、明解な方針は打ち出されておらず、今後の検討が必要としている。

## ニ-e) 設計における指導、体制、利用者の設計参加について

文化会館の計画において、補助金を交付している文化庁は、その内容についての指導を行っている。具体的には、どんな方針の指導としているのか、文化振興会議の発言から拾ってみた。

・文化会館の建設のため、文化庁が統一的基準を示すことは、地域の特殊性もある。困難もあるか、人口、都市環境、現在の文化会館設置状況などを考慮した一応の基準は必要である。 632

・大都市では広い土地が入手しにくい等という問題があり予算面でも容易には手が回らないといったことがあるが、地方公共団体が文化会館を新設する場合には利用しやすいホールを作る様に配慮するよう指導している。 633

・優れた芸術を発表できる舞台構造や練習室を有しない施設には補助金を出さない方針である。 (630)

・楽屋がない時は、補助率のこともあるうが、文化庁では設計指導している。オーケストラボックスをつけるよう指導したこともあり、裏の方に目が向きにくないので今後指導対処したい。 634

このように、補助金文件に伴い、文化庁は、その施設の基本設計計画方針に対してかなりの重きの指導を行っている。たとえば練習室の設置やオーケストラボックスの設置などは、文化会館の性格づけに大きく影響する指導である。確かに、文化庁のこうした指導により、文化会館の質は、平均的に向上してしまっている。しかし、現在、文化会館のあり方は、今まで見てきたように、極めて多様化する傾向にあり、全般的に均質を指導することが必ずしも、地域の要求にあたる施設の計画につながらない場合を起すうると考えられる。また、他方で、巡回公演のための設備の標準などを、指導や統一見解の必要を面があることは、きりしてしまっている。具体的な指導を考える前に、文化会館はどうあるべきかと、根本的なところから問いただす作業が先とされていふふうに思われる。最近の舞台技術は極めて複雑になってきており、従って設計におけるこの方面の専門家の参加も強く要請されるようになってきている。

また、設計における利用者の参加も要請されてくる。この例として、青森市民小劇場のケースがあげられる。

・青森市民会館(1400席)、青森市民文化センター(300席)の利用度が飽和状態となつたため、市内107団体38,240人の文化団体が大团结して「市民文化会館」建設促進の運動を展開した。この運動は単に「建てさせる」のではなく、「市民自らの手でつくりあげる施設」として取り組んだ。

①市民文化会館の新築、②練習室と道具製作可能なスペースと500~600席の中ホールのある小劇場の建設を要望して、数次にわたる市交渉、議会請願、マスコミの支持、世論の高まりの中で、昭和52年9月市議会において昭和54年市制施行70周年記念事業として「小劇場建設」が決議された。

促進連(略称)は、資金・プロランニング・市民組織・運営・広報宣伝の5委員会と演劇・合唱・洋舞等ジャンル毎の10部会構成されてる。運動の基本目標は、①設計に文化団体の要望を反映させよ。②設備内容を充実させるための市民募金を。③管理運営を市民委託とし、市民の手による運営を。の3つを掲げて、「我々市民が、我々市民の手でつくりあげる小劇場」の実現をもりあげてる。

その成果として、設計についてアンケート調査を実施し、44項目の構想が生かされた。②募金状況は、現在1474万円で一般市民の協力は2万人に及んでる一方、企業からは不況のあまりで目標の40%である。③民間委託については、文化団体が管理法人を設立し、市民や文化団体が使いやすいものにしようと635いう立場で検討している。

この青森市民文化ホールは昭和54年9月30日に完成した。その具体的な評価は、まだ発足して間もないごく定まらない。しかし、概ね市民の文化団体の希望がかなうされ、その点で評価も良いようである。文化会館における自主的な創造活動が今後も重視されていくことは間違いないと思うが、その際、この上を利用者参加の設計のベースを増加するであろうと考えられる。今後、文化会館の計画手法として、このような立場をどのように扱うか充分に検討する必要がある。またこれは、設計段階ばかりではなく、その後の企画・運営にまで連続してゆくような参加の方法を考えなければならない。

## 2) - f) 施設整備の補助金

文化庁は文化会館設置促進のために「地方文化施設整備費補助金」を交付していることは、既に何度も述べた。特に1章では、その整備状況を示した。ここでは、文化振興会議の席上、どのような意見が出ているかを見るこことにする。

・文化会館については從来から設置に際し助成している。また参加型の活動が盛んであるので、今後は練習場を重視(むし)。施設配置については、都市の中で検討してほしい。(文化庁) 636

・全国に散在する公立文化施設の中では、館建設以来10年、20年と経過し、老朽化のため観客の安全管理すら危ぶまれて113館が増加している現状である。このため各施設とも整備に銳意努力を重ねてはいるが、厳しい地方財政の中では思うにまかせないのが実状であり、新設に対する補助だけではなく、整備に要する経費の一部についても国費補助を配慮ねがいたい。 637

・少年を対象とする文化施設の建設費補助を行ってほしい。 638

・県民会館の建設については、若干県民の心の醸成のためにも文化庁で大手の予算化をして、補助起債の拡大してほしい。どうすれば、それに県を乗るのと、地域相応の建物建設を促進することができる。 639

・施設の補助金は、文化庁や社会教育局事に分かれているが、ちと地域のニーズに沿った、全般的な思考をとった欲しい。 640

・人口10万人以下の市町村にも、積極的に文化会館建設の補助を行って欲しい。 641

・実務的なところでは、今年の予算要求の折、要求があるのと、練習場、小規模文化施設の補助金を要求したが、大きいうちでアローグ単位的な広域文化施設の1館2棟と、既存の文化施設の改築(消防法の改正等で緊急のもの)、これらどちらに必要か、予算の枠がとれなかつた。(文化庁) 642

基本的と、施設整備に関する補助金は、新しい施設の建設に関するものである。施設の維持、管理に関する補助は、消防法の改正等に伴う特殊なケースをのぞいて出されていない。しかし、637の意見に代表されているように、既存の会館の維持、管理が大変問題と

\*<sup>1)</sup>  
第1章参照

なっている。むしろ、今日のように全国に、多くの文化会館が設立、運営されており状況においては、新設に伴う問題よりも、こすりのほうが大きな問題ではないかと思われる。舞台技術は今日では急速に進んでおり、文化会館の主目的が当初の集会中心のものから、舞台藝術中心へと移行している等、古い文化会館が急速に旧式化していく。旧式化した会館の補修、改善への体制立てとの考え方、時代の補助金もどこでよく必要がある。

また、もうひとつ、施設の補助金でいいことは、この施設整備費補助金と会館運用が結びついていない点である。これは、「建てっぱなし」の状況である。たしかに、文化会館の事業については、関接的に、「地方芸術文化活動費補助」がある。しかし、これは、広く、自治体の文化事業を対象としたもので、文化会館の事業面での企画、維持管理の充実上直接働きかけるものではない。今後は、文化会館の事業や維持・管理、施設補修などを含めた、総合的な補助政策がより必要とされると思われる。もちろん、このためには、文化会館の理念をもつとは、きり立てることが必要であろう。この他、小規模文化施設の希望もあり、現在の補助金体制は、ひとつつの曲がり角に来ているといえるのではないか。

### 3) 文化会館の職員及び運用組織

#### 3)-a) 文化会館の職員

文化会館の最も大きな問題として、その職員のあり方、あるいは質に関するものがある。文化振興会議においても、この点が大いに議論されている。

- ・ホールが小さいれば職員数を少なくしてもうまくいかない、交替要員をいらない文化会館もある。 643

- ・文化施設の職員の定数について文化庁からの指導はございませんか。(答) 定員についての基準はないが、入場者数500名以上の館の実態の標準は10~11名ぐらいいであろう。文化に関する法の成立が必要となるか、文化の範囲など検討の余地多々。 644

- ・体育の指導員のように芸術文化指導員を置く必要がある。また社会教育指導員をこれにあてることを検討する必要がある。 645

- ・施設の管理と事業の運営に精通した職員をいかに確保するかということが最も重要な問題である。 646

- ・施設もののあり方は人にある。地元とのつながりは運営する人のサービス精神と使用者側の協力精神であり、地域文化振興は人によつて行われるのである。人の心の持ち方によつてできていくものであることがわかった。 647

- ・文化会館を運営していくに当たり、専門的な社会教育主事、文化主事のような指導者が必要である。 648

- ・文化主事、社会教育主事等を考える場合、行政組織の中の人の動きや、将来の配置、待遇を考えておく必要がある。又、それらの人々は専門的知識を持つていることを必要だが、中広川教養視野、経験を持つものが望ましい。 649

- ・音響、照明の専門家が必要であるように会館の使用について指導する専門家が必要ではないか。 650

- ・文化施設は地域の文化活動の拠点として重要な役割をもつ。しかし、スタッフは、地域の文化活動をリードするまでに至るまでに、文化振興にふさわしい人材を配置するとともに研修会や情報交換を県単位で積極的に実施すべきである。 651

- ・企画担当者には芸術文化面への知識が不足している者が多く、 652

役所的にしないことから、館長に民間人を非常勤として迎えてくる。しかし非常勤であるが、決裁権から議会に対する発言権を持つてくる。653

役所の組織だけでは解決は困難であり、学校の視聴覚担当者や教育委員会の社会教育担当者、地域の文化人（芸術家、音楽家等）との連携が必要である。654

技術職員とくに舞台・照明については、技術研修制度、資格認定制度を認めてほしい。655

舞台係定点検のための要員の養成もはかってほしい。656

技術職員の確保ができるないと管理上問題が生ずるが、都市では外部委託が可能であるのにに対して地方では困難である。技術職員の養成はどうしても必要である。657

自主事業を実施しているが職員体制が不備のため、一人の職員が兼務してくる例もある。特に空調、照明、音響、舞台装置等、特殊技術を要する職員が不足しており、しかも、現存の職員は技術的に未熟であるところから非常に苦労している。658

文化会館は施設と職員が一体となる有機的機能することが重要であるが職員不足の現状と省力化の見地から、業務委託のあり方にについて検討する必要がある。659

県内に技術関係の業者が“ない”ので、技術職員に素人と委託契約（1年間）により充当したため、細かい面への配慮が欠けてきている例がある。660

舞台、音響、照明は常駐委託してくるが、職員もそれなりの研修を受けた者とか専門の学校を出た者を採用してくるので、指導、助言等は職員がやってくる。こうした委託のため、日曜、祭日出勤、超勤の問題が解決している。職員は僅く物の内容により日直制をとっているが、それ以外は丘曜、祭日の出勤はなく委託している会社から出でてくる。委託職員と会館職員のトラブルをなくすため、すべての行動をいっしょにするという内容の契約をしてくる。ということは、ホールの業務だけではなく、補助的な業務、自主事業の広報、ポスター販売も含まない、会館周辺の草取りも含むというように会館の職員とまとめて同じ取り扱いをしてくる。661

これらの意見に見られるように、文化会館の職員は非常に弱体である。特に次のような点に問題がある。

ます、つぎのような人材が不足している。

- 1) 文化会館の自主事業として、アートの劇団・楽団の公演を、会館の人間アーティストによって勧誘できる能力のある人材。このためには、アートの世界に精通し、かつ観客の指向も見通すことのできる特殊な能力が必要とする。文化会館が「販賣である」、これは、いつもする雙業師が行う領域で、会館が直接、この業務に携わる必要はなかった。しかし、文化会館が「自主事業を推進しようとすると、当然この業務を引き受けねばならなくなる」とある。
- 2) 地元のアマチュア団体の創造活動を藝術的な立場からリードできる人材。これは先の企画・制作の能力とは異った能力を必要とする。むしろ、藝術家との資質をもった人が必要となる。
- 3) 舞台照明、舞台機構の操作など特殊な技能を必要とする技術者。これは、近年舞台技術のコンピューター化が進むなど、しきりとでは、動かせないような機械が、どんどん取り入れられていくことによる。
- 4) これら特殊な能力を持った人々を統括できる能力のある館長。

ところが現実の公務員体制では、このような特殊な能力を育成することは非常に困難である。藝術活動の領域では、その才能と人の繋がりに重要な意味があるので、他の自治体の業務を行っていた職員が急に文化会館に配属されても、ここにはまったく手の出しようがない場合が多い。利用者から見ると、やがては屋の管理を中心主義の役人が、文化会館を非常に使いにくくしていくという非難が生じる。<sup>\*1</sup> いかにもこのようす、従来の役人の範疇からはずれた人材を、会館の中に受け入れることができなか、その体制づくりが大きな問題になっている。また、アートの公演を対象とした組織づくりとアマチュアを対象とした組織づくりとは、大きく、その性格が異なる。この点をどう考えるかが大きな問題となるであろう。これは、今までに考察してきたような、文化会館のあり方と今後どうのこうを方向に向けらるべきかという理念の問題と結びつけて、考察を小

\*1)  
第3章、施設実態  
調査参照

る必要がある。

文化会館の機能が本質的に役所の体質とそぐわないものがあることから、その機能を業者に委託したり、文化会館全体を法人化すべきという意見もある。

文化会館の業務の体質が一般の公務員の業務の体質と合わない大きな問題として、職員の勤務体制の問題がある。

・文化会館職員は特殊な勤務条件（日曜、祝日は事業があること）から休館日、週休2日制等の問題について一定の基準を定める必要がある。 662

・悩みとしては、若手職員がオーバーワークによる疲れが出てきたり、今後どのように切りぬけていくかが問題である。 663

・深夜に使用してよいかことになってしまいが、職員が不足でオーバーワークになりがちである。代休についての条例はあるが、休みは金銭的なものではなくても、自分の仕事が進まずに困る。 664

・夜勤、休日勤務に対する報酬は超過勤務手当又は時差出勤による通常の手当の2つの方法がある。 665

文化会館の業務は、このように、休日、深夜に多くことが多く、通常の勤務時間ではま、たくカバーしきれない性格のものである。他の部所から配属されてくる職員では、こうした、特殊な勤務体制には対応できない者が多い。畢竟、会館管理が役所的になり、利用者の不満を買う。ここにも文化会館の構造的な問題の一端をうかがうことができる。

文化会館の職員の能力を高める手立てとしては、公文協や文化庁の研修会がある。

・文化施設の舞台技術職員に対する研修は舞台機構、設備の近代化に伴いますます高度な専門的技術と多様の習得を要求される現在、不可欠のことである。と同時に舞台技術職員もまた、それを自覚し、希望している。研修会の充実が望まれる。 666

・文化庁主催の研修会は、研修の期間（5日間）、会場（国立劇場）として講師と三拍子が揃い、さらに経費負担も出席職員の研修旅費と一部テキスト代だけという恵まれた研修内容である。

しかし、年1回、各県1名の参加では、多數の館の舞台技術職員の要望を満たすことは遠大なことと言ふなりかねない。667

・文化庁が行ってくる文化施設職員研修の対象人員をもつてほいい。668

・技術研修の場を増し、併せて館員の精神的、肉体的な新陳代謝をはかる。669

・舞台技術職員が希望してくる研修内容は①舞台操作の実技、②舞台保守点検と安全管理、③舞台安全診断などである。670

・公文協主催の研修会の開催にあたり、講師の選定や謝金、派遣旅費の経費負担などで甚慮してくる。671

・地方の舞台技術者は、保守管理ができるは宜いといふ意見があるが、やはり、オペレーターとしての技術を身につける必要がある。672

・技術研修会は、初級者対象に区分して実施してほしい。また、舞台の安全性を確保するためにも資格取得をねらった研修会とするべきだ。673

・市における文化会館の技術職員の研修をしており、文化庁でも行っている。これらを更に充実する必要がある。674

・地区では、県民会館におけるそのための研修を約1ヶ月行っている。國では、文化会館職員の国立劇場、日生劇場などの研修費を補助してほしい。675

・文化会館の地方文化振興に果たす役割を明確にすれば、自ずから研修会の在り方も明らかとなるので、文化会館の性格や位置付けを確立することが先決である。676

・文化施設における運営管理上必ずしも職員に対する研修についても再考されるよう検討されたい。677

・新設文化施設職員にかかる研修について長期に渡る研修機関的存在を実現せんよう切望する。678

このように、文化庁、あるいは公文協などで実施している研修会は技術専員に関するものである。しかも、全体としては、規模的にみて、充実度のゆくものではない。さらに、文化会館の技術職員の研

修が文化会館という機構の中で充足できます。国立劇場や日生劇場など劇場機構を借用しなければならぬこと自体、文化会館の機能、能力に対して大きな問題が潜んでゐることを象徴してゐる。

文化会館の職員体制として不足している管理・運用面に関する研修は行われてゐないのが現状である。

このように、職員研修体制という側面からこそ文化会館の職員問題は、非常に大きなものであることが判る。

文化会館は自主事業を通して、舞台芸術の企画、制作にまで関与をするようになれた。また、地元の創造活動にまで関与するようになれた。しかし、文化会館は、単独で、それらの事業を行える体制にはない。との周辺の各種の組織と協力して、事業を進めなくてはならない。職員の問題は、文化会館の理念を明らかにすることも、このような他組織との協力体制をいかに整えてゆくかを明らかにしてゆかねば解決してゆかないのではないか。こうした点で文化会館職員に関する問題は、きわめて構造的であるといえ、中途半端な対応では解決しない。抜本的な改革が必要とされてゐる。

この点を考察するのも本論文の大きなテーマである。以下の章でさらに細かく検討することにしたい。

### 3) - b) 文化会館の財団法人化

文化会館を法人化しようとする考え方がある。文化振興会議には次のような意見が見られる。

・財団法人が県の委託を受けて運営管理を行つてゐる文化会館では、独立採算を原則としているため、協会職員の給与支給とはじめ、今後自主事業をどのように推進させるか等の問題点がある。  
679

・文化会館の運営が財政難となつたため、財団法人による運営に変えたいか、市民に与えるメリットを考えると迷う。文化庁はこのような問題に対する基本方針を示してはどうか。  
680

・公益法人等への委託は経済上の利点が多いが、人事管理上の問題がある。  
681

・市町村教育委員会で人的体制が不十分であるため、事業の実施を行えない場合、教育文化センター等財団法人等に委託して行うことを考えられる。  
682

・財団法人の予算要求は通りにくく、14年経て修繕費はかかるが、職員でやつてゐる。  
683

・会館運営を公益法人化したが、更に一般の民間団体に委任することも考えていい。  
684

・法人経営は、経理業務管理等につけてやりやすいか、反面、人事管理につけて問題がある。  
685

文化会館の法人化には消極的な面と積極的な面がある。消極的な面は、文化会館の運用が多額の補助を必要として、財政を圧迫している、これを法人化することにより、独立採算とするは企業努力により赤字を減少させられるのではないか、という経済上のメリットを考えるものである。しかし、この考えは、現実に法人化された会館の資金面での苦慮を考えると必ずしも妥当な考え方ではない。

積極的な意見は、自治体の職員体制は本来、文化事業にないままでところが多い、従って法人化することによって文化会館がより自由に活動できるようしようとする考え方である。主旨としては、文化会館の活動という立場に立って考えようとしている点で評価できるが、

現実的には、予算の充分な裏づけがないと、法人化の消極的な側面ばかり強調されることに至りかねない。

現在は、法人化は、ほとんど消極的な理由から推進されているようである。しかし、これでは文化会館の問題の本質的解決へ迫ることではない。ただ金が無いから、赤字物にならものは外へまうり出せといふのでは、いったい文化行政とは何者というふうことになってしまふ。目標とする文化事業はどういうものか、それを達成するには、どのような組織や資金が必要となるかといふ筋を通した論理の展開をしていく中で、省力化は、いかに達成されるのかといふ、本問題解決へのアプローチが求められるのではないか。

### 3) - c) 文化団体の会館運営への参加

文化会館が創造的なものへ目を向けるようになると、文化団体との連絡関係が大きな問題となることは、本章3節「文化事業」あたりは千葉「文化団体」のところごく既に述べた。ここでは文化会館の運営に対する文化団体の参加の要点について述べる。

・個別化した文化を総合的にとらえるのが「文化会館の役割」である。非常勤でモニタから、研究家、芸術家等を参加させるべきだ。文化人をまとめやすく立場も文化会館の役割である。 686

・団体が会館を使用する場合減免規定だけなのご、今後は舞台等の半助けをしてやまない。 687

・T市では文化会館と文化協会がうまく連携をとてあり、文化活動のすべては文化協会が主催するという民間主導型をとっている。行政側では、ジヤニル間の調整や新しい団体を育てるこことを主としてやっていくことにする。 688

・文化施設の管理運営について、① 管理は社教サイトが負責か、理事会には文化団体の役員が入る。② 管理と運営を別にして、運営面で文化団体の主体性を考慮する。③ 会館建設促進の我慢で十分検討することが必要がある。④ 運営委員の役割が大切であり、人材の確保と新鮮化が必要である。 689

・会館建設当時は運営委員会や協議会などを結成するが、実際に活動していける例が少くなくな。 690

・運営は、中央の芸術文化の紹介観察とあいまって、地方文化の創造育成につとめ、社会教育施設としての管理運営に重点をおいている。このため、自主事業運営委員会を設けてい。 691

これらの意見をまとめると次のようになる。

- 1) 文化団体の参加は、運営協議会(委員会)の結成により少しつつ実現されてい。
- 2) しかし、運営協議会が有効に活動している例は、少ない。

これは、運営協議会などの活動をバックアップする体制が整えていないからではあるか。運営協議会については、必要に応じて話し合えば良い、話し合いの機会をもつ等現状では

単に意見を伺うためにのみ存在している程度の状況である。

- ・運営協議会については、C県；必要に応じて話し合とは無い  
G県；結成してない、N県；各種団体、公共施設等と話し合  
いの機会をもつ、K県；年3回開催している。 692

このような、意見聴取機関としての運営協議会では、具体的な会館の業務と深い繋がりを持つことはできないであろう。せひせいか文化団体の文化会館使用の調整役程度の活動がやっとでは有りか。文化会館が、地域の文化活動の拠点として有効に活動するためには文化団体の会館運営への参加のあり方を根本的なところから把直す必要がある。

#### 4) 文化会館の利用条件に関する諸問題

##### 4)-a) 利用手続、優先利用、利用制限等

文化会館の具体的な利用にあつても、種々の問題がある。まず第一は利用に関するものである。

最初に利用申し込み時期についての議論がある。

・舞台芸術を作る者にとっては、演じ物、出演者等は一年前にきめないとできないはずだが。 693

・文化庁の移動芸術祭は半年前にしか決められない。その会館がしかできないものの場合ありざるを得ない。 694

・一年前に申請を受け半年前に許可するが、文化的なものを優先し、営業的なものは切ってやくよう来年度からしたが。それでも多いときは抽選しようと考えていい。 695

・受付をあまり早期(一年以上前)に行うと会館の自主事業の日程がとれないこともあります。一年から半年前申し込みを受け付けていい。 696

・仮申し込みから申請書が提出されるまでの期間が長い。催しの入場料の有無、との額、又準備、リハーサル、本番使用日によって料金が異なるので、催しの細部にわたっての計画ができないと申請書の提出ができない。特にアマチュアの行う催しにこの傾向が強いが、申請書の提出できないものを排除した場合、アマチュアの活動を阻害する恐れがある。 697

・1年前に計画し申しまないといけない。施設を借りることがます第一であるから文化行政で考えてほしい。 698

・全ての人には満足は与えられないが、日に数日か地元の人々に使ってもらう日をきめておいて、どの日に順位を貸してやく。 699

・申請書を受け付けたは、あかず、一定期間を設けて度々確認する。料金は遅くとも、三ヶ月前までに納めキャニセルの場合返却しない。但し、特別の事情のある場合は知事が認める。700

・使用料は前納式か使う前日納め式を以てし、との時点でキャニセルする人もあるので、半年前に許可するのは、必ずおもんばかりのものであるのだが。 701

これらの意見を総合するとつきのことかえる。

- 1) 現在の文化会館の利用申し込みは1年、あるいは半年前に受け付けるのが一般的である。
- 2) しかし、このようないままで申し込みは、利用者にとって不都合なことが多く、特に、プロの公演とアマチュアの発表会では、両企画の時期や、計画の進行具合が大きく異なる。申し込みの時期を前にすれば、一般にプロの公演に有利になり、逆に、公演日に近づくほどアマチュアの発表会に有利になる。文化会館では、この二つの活動が混在しているために、その調整が困難となる。
- 3) 文化会館の自主事業や文化庁の移動公演のように、文化会館にとって重要な公演計画は、役所の業務手続き上、遅くならないと来まる方向にある。従って一般申し込みとの時期のずれが問題となる。
- 4) 文化会館は、一般的に、利用者の制作内容についてはまったく関与していないために、公演直前まで、どのように会館や設備が利用されるか、まったく見当がつかない。

このように一歩にあらかじめ利用を受け付ける方式には種々の問題がある。ここで、文化会館が重視する事業は申し込み等を優先せようとする指向が生ずる。

・国の大大会、東北大会、県の大大会を優先し、それ以外は同一日に申し込みがあれば抽選でやってくる。 702

・全国大会等は館長裁量で優先し、さらに自主事業、芸術協会関係の行事をとって、あとは早い者順にしてくる。また、自主事業といふ名目で、相当日数の調整日をとってくるため問題がない。 703

・利用者が引かれさせれば、芸術文化活動をしようとするもの優先すればいいという要望があるがどうにでもなり。 704

・会場申し込みが重なると抽選で決めてくるが、芸術その振興のための事業を優先してもうう方法はないか。 705

・当県では国の大会、県の大会、学校関係の催し物を優先し、さりに学会、鑑賞団体(労働、労演)の催し物を優先し、残りを一般に貸し出していく。重複すれば抽選する。 706

・申請者が重なった場合には申請者全体会議を開いて互いに譲歩して、自主的解決方式で指導する。 707

・市民会館=利用者が集まり、文化団体が思うように使えない。 708

・S市内では文化団体の思う日時を予約できます。 709

・商的な催しも、文化団体の催しも同じ扱いで抽選で決めることがある。 710

・普通の催しは六ヶ月前から予約できるが、地元文化団体の場合、特別に認める時は一年を期限に予約することもあり、競合はない。 711

・地元文化団体の発表の場としての使用が少ないと文化会館との意味が少ない。文化行政の側で地元の文化団体の優先使用に一考を 712

・会館の使用の適正化については利用者の期待に答えるべく、①大きな事業については一年前から受付を行っている館②事業内容を吟味して特に芸術文化事業を優先使用させている館、③地域振興事業に係る使用料を減免している館、④児童・生徒・学生の使用時期に優先規定を設けている館、⑤官利的なものは使用を許可しない規定を設けている館⑥全国的規模のもの、公共的なものを優先している館などがある。 713

基本的に文化会館による利用者の優先申し込みには次のような特徴が見られる。

1)文化会館では何つかの形での利用の優先申し込みを行っているようである。しかし、どのように形で何を優先するかについては各館まちまちの状況である。また、一般的には、どの優先の度合はどれほど大きくはない。

2)基本的には、文化会館は、申し込みの差別には立ち入らない方針をとっている。たとえば、申し込みが重なった場合には、利用者同士で話し合ひをさせたり、早いものの順としたり、そこでの競争決定に文化会館は関与しないという姿勢が強い。

引この意味では、極めて貸館的な発達である。単に館を貸すのではなく、事業を企画し、制作するという意識は、申し込みに対する対応という点に限らず、極めて乏しい。

このように、ホールの利用申し込みには、文化会館は、貸館的発想から抜け出していい。しかし、文化会館が、そこで、自主的な創造活動を開拓させようとするならば、その活動は、單なる外側の利用者ではなくることを意味するのではないか。貸館的発想でない、新しい利用に対する考え方を打ち出す必要があるのではないか。

文化会館は利用者を選択しなければならない程、高い利用のされ方を必ずしもされていい事でもない。

・ホールの使用は年間170回くらいなので文化事業団体に使用勧誘する立場。 714

・夏にも相当使用者はあるが、3月が年度変りと暦年度の差が5箇所になってしまふ。 715

・建設に急をあまり、建設後の利用計画が不十分な遊休施設もある。 716

このように遊休施設はどう利用するかも大きな問題である。

文化会館の利用は原則として誰でも利用できねばならない。ところが実際は多くのトラブルが発生している。文化振興会議では、この点について次のような意見が提出された。

・単に「公序良俗を害する恐れ」たけでの使用許可の取消しは困難である。過去にあつて問題点を整理し、具体的に対応できるようにしておくべきである。 717

・トラブルとなるからとは違う。事前に十分な情報交換というまい断り方が必要だろ。 718

・東京からの申し込みには地元のプロダクションを通してもらう責任の所在を明らかにしていい。 719

・新規申込者には、貸館の際、経歴書を取り内容を良く聞き、確認していく。  
720

・政治団体の集会とか労働組合の大会など、その使用には多くの複雑な問題をはらんではいるが、これも広い意味でのコミュニケーションという観点から、それをさけることはもとより出来ない。  
721

・条例、規則を守れない不正使用者、又はその恐れのある者については、誓約書、年末書等を提出させる。  
722

・文化に關係しない官制事業は他施設を利用してもらう。  
723

・現地で確かな保証人、又は委任状等で処理する。  
724

・まとめると、許可後の取消しは難しいので、受付時に厳密にチェックし、問題のある場合は話し合いでより舌退を促す。その辺にも、全国の公立文化施設が「ラックリスト」の作成等、情報交換を密にすることが、トラブルを防止する最良の対策のようです。  
725

・フォーラックに問題があり、主催が新聞社等の場合以外は断つ  
726

・ロックを貸館である以上断われないので、事故を起こさないよう万全の措置を指導していく。  
727

・ロックを許可しない理由のためもなく、条件を付けて許可することとしている。条件は、整備計画書の提出、観客せんどうしないこと等を記載した誓約書の提出を義務づけていく。  
728

・公立文化施設の大小ホール、展示室及び会議室等の施設は、会館自体が使用するのは概ね10%前後であり、他は貸館業務があると想われる。その貸館業務において種々の問題が発生し、会館の管理運営上頭を悩ませている。

過去に発生した主な事例をあげると、

入場券を発行したが売れ行き悪く為公演を中止し、入場料を払い戻しあしないもの。(1)

会館使用料は前納したが、付属設備の使用料を納入せず、未収存在、たもの。(2)

法的根拠がない、「交通事故保険」「不動産経営管理士等講座の会場として貸出したため、県弁護士会より使用許可取り消しの申し入れのあたるもの。(3)

暴力団、過激派、マルク商法等の集会。(4)

ロック公演等で少年少女等が過度に興奮状態に陥り、或は暴走族の多數来場が予想される等、混乱、事故のおそれのあるもの。(5)

これらの事例は会場として公共文化施設が利用されるという信用度の問題も加わり、貸館側・会館側の責任をも追及されかねない問題であり、全国公共文化施設共通の懸念である。会館側としては、使用申請時に、その内容を詳細に調査することが実務的に困難であり、また問題があると判断した場合でも利用を拒否することは容易ではない。

一方公共文化施設の利用制限は、地方自治法第244条の「正当な理由がない限り施設の利用を拒むことはならぬ」、「施設利用について不当な差別的取り扱いをしてはならぬ」と規定されており、また、公共文化施設の設置及び運営に関する条例等では殆ど例外なく「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められるとき」等極めて抽象的な表現が用いられていく。

さて、この特例貸食館の問題は、それを他の公共文化施設の条例等により処理すべき問題であり、また警察の協力を得るとしても、その見解・対応が様々であり全国一律に根本的に解決する方途は望み得ないと考える。従って、独自に自衛的な対処を考えなければならない問題であるが、全国公共文化施設が協力してこの問題に対処する為の共同戦線を構成することは有意義なことであり会館の管理運営上益するところが大きいと考えられる。

その方法として

1. 特例貸食館の事例の情報交換。現在、両手公共文化施設協議会を組織し、その中で特例貸食館報告書を作成し各館へ報告していくが、これを全国的規模に広げたい。
2. 事例1~5の申し込み者は全国の公共文化施設を多く利用し、今後も利用すると考えられるので、そのリストの作成と各館への配布を行う。

729

文化会館における会場利用者とのトラブルについては729の意見に詳しくまとめられていく。ここで“改めて整理りかえすことはしないが”著者は、ここにさらに次の問題点を見る。

- 1) 文化会館が、その対象とする範囲をあまり広くとりすぎているのではないかという疑問。少なくとも、いつもする舞台芸術と単なる大会・集会とは、その内容や、行われるまでのプロセスがまったく異なる。単に大きな会場が必要だからということではなく、たとえばたとえ一緒にする必要があるか。会館の扱う範囲をもう少し絞れば、そのためにより対応した対トラブル対策がまわれるのではないか。会館施設が、全国的にこれだけ多く建設されていく現在では、もう少し工夫する余地がある。

- 2) ここで、貸館と、自主事業との矛盾が見られる。会館が全ての事業を自主的、主体的に行なうならば、この問題は消滅する。もっとも、貸館の需要はどのようの場合にも存在する訳だから貸館を無くしてしまうということではない。(しかし、少なくとも文化会館ごとに、その立場を整理する必要がある。これは1)の問題につながる。
- 3) 貸館としても、種々の事情で、利用を断つてねばならないときもある。たとえば、館を貸すことか、間接的に社会的な犯罪行為を帮助するような場合、また、あいかじの人身事故が発生する危険が認められる場合などである。こうした場合には、利用をはっきりと断つることも必要である。しかし、その断り、その理由は、市民に明確に提示すべきである。理由を公にすること、つまり公に断つることが必要であり、それに対する反論、批判には公に回答をすべきである。これは公共施設としての責務であるとともに、会館運用の度量の問題である問題である。

#### 4) → 定期活動、倉庫利用、舞台練習等

・吹奏楽や合唱団の育成をしているが、音の出るものの練習会場を地域の公民館に求めるに必ず苦情が出て利用しにくく。そこで大型の育成団体においては市民会館の400人規模のホールを减免料借置をとり利用させている。正式のホールではないので制限を加えながらも毎週定期的に利用させている。 730

・文化団体、社会教育団体には無料（入場料を徴さない場合に限る）で使用させている。最近はグループの定期的利用が増加。（油絵、能面作り、民謡、吟詠等） 731

・文化団体から次のような要望が出されている。活動を活発にするにはするほど練習場がないので、会館を練習にも貸してほしい。その場合には無料にしてほしい。また道具の持ち運びにも時間がかかるので、常時道具をおかせてほしい等である。 732

・当会館では練習会場としては会館の空いてる日は会館事業としてどんどん使っていただき、大きな道具は置かせるという考え方である。 733

・舞台練習については空いてるときは7割5分引きで貸している。 734

・県内5ヶ所の文化施設の中で新しいところは練習場があり、市民レベルでの活動に利用しているが、週1～2回の練習をするところは県民オペラ等はどの都度検討している。今日は大学、次に青年の家であったりして、また大型の荷物の運搬が大変で、本家の練習よりこちらの方へ労力を費している。 735

舞台芸術の劇場には、定期的練習、あるいは、仕掛けの舞台を使用した練習が欠かせない。ところが、従来の喫食スタイルの文化会館の場合、木一柱は、発表あるいは公演の場であり、こうした制作過程での利用はまったく考えておらずなかった。ところが、会館が文化団体の育成の場として、その劇場の機能を充実させようとするにつれて、こうした制作過程の利用に対する対応しなければならなくなってしまった。練習室の設置などをどの傾向を象徴している。しかし、複合芸術の劇場アートを真に理解してはじめて生き残ることができる。現在、オーケストラのように大規模、大音響のもの、演劇のように舞台装置を用い複数の舞う稽古の必要をもの等への対応の視点が窺えてくる。

舞台藝術の創造には何をあらへども、身体化できる空間が必要である。舞台設備を使ひこなせる空間、音響条件を知りつくした空間、彈性などと知りつくして安心して踊れる空間等である。これらのこととは、練習場にせよ舞台にせよ定規的、かつ、こゝまよつけ自由に規約なく使之ることが条件となる。文化会館が販賣的発想つまり、そこには定着することを許さない発想の下にあるかぎり、こうして眞に創造的な身体化への道は遠いといわざるを得ない。

#### 4) ( ) 利用時間

- ・施設の利用時間が利用者の現状に合わないことが多い。 736
- ・N市公会堂ごと以前は時間外の使用が多く、それが最近少なくなったようである。開演時刻はそのまま繰り上げられない場合もある。 737
- ・職員不在中の事故などの心配で9時の開館時刻以前の利用を止める。 738
- ・朝から開演の準備には午前8時ごろからの入場を認めるが責任は負わない。また夜は小道具など館外にとりあえず出してもらい、その後、戻してもらっている。 739
- ・午前9時以前、午後10時以降は料金を取らず使用させている。 740
- ・勤労青少年年は平日の間は時間がとりにくないので夜間公演を行っている。 741
- ・休館日については市民へのサービスを考えると無休制度がよいか、文化会館の保守、整備の必要性、職員の一斉休暇の要望などにより休館日を設ける必要がある。 742
- ・土、日、祝祭日を貸食館日になると、職員の勤務条件との関係で問題が残る。 743

文化会館の利用時間に対する不満は、大きくつきの3つに分けられる。

1) 早晨の利用制限に対する不満：これは主として早晨の仕事作業にかかるものである。地方巡回をする劇団、楽団の場合、前日別の土地で公演を行い、当日、1日で、往返し、公演をしなければならないことが多い。この場合、舞台が複数造り立てられる場合、公演準備には相当の時間を要する。このためにできるだけ朝早くから仕事を希望する。ところが、会館の開館時間が9時以後の館が多く、職員の勤務体制をどのように組み立てるので、どうしたものに対応できない。

2) 会館の開館時間が早くかつ開館の仕方にに対する不満：公演には

後半づけが付きものである。ところが現実の会館時間は、片づけの時間を充分に考慮して設定されていない。どちらかというと、会館の都合で決められていく。

3) 日曜・祝祭日等、利用者、あるいは顧客が最も望んでいる時間に休館となるケースがある。

この三つの問題は、文化会館の職員の勤務体制が文化会館との本業の活動に合わせるのではなく、一般の公務員の勤務体制に合わせて決定されていることによる。これは次のような理由による。

1) 文化会館の職員は、初めから文化会館の活動を知って入ったのではなく、自治体の職場のひとつとして他の部署から移動していくことが多い。従って、文化会館の就業時間になじめない。

2) 文化会館の職員は交替用員をままにならぬほど、切りつめられていける。従って時間交替制などの工夫をすることが困難な状態にある。

3) 文化会館の職員が文化事業の意味を理解せず、管理を主体として考える傾向がある。

文化会館の管理は、文化会館の目的に基づいているというよりはむしろ、役所の仕事に合わせてつくられていく。たとえば、739の意見に見るように、とにかく、館外へ出てもうまば、との作業が続行しようか、しまいか、自分たちには無関係であるという態度が非常に強い。つまり、ここにも貸館的発想の弊害が現われている。単に館を貸すだけであり、その活動は、自分たちとは無関係といふ考え方である。これでは、真の創造活動は、文化会館では行いえない。会館での諸活動を自分たちの内側へ取り込む姿勢が必要である。日曜・祝祭日につけとも、顧客や利用者サービスをまず第一に取りあげることが必要である。

#### 4)-d) 使用料金、入場料金、物品の販売

使用料金については下記のよう存議論が見られる。

- ・直接管理費を回収する運前から実態調査に基づく利用率を考慮して使用料を算出した。(しかし現在では人件費等の上昇により財政は苦しい)。 744
- ・使用料の減免措置について法的規定が乏しい。そのため登録制度を設けることを検討していく。 745
- ・市、文化団体、老人等の使用料を減免していく。ママ4=ア団体には団体育成の観点から減免し、学校長申請のものは30%を割引していく。 746
- ・吹奏楽団、交響楽団の練習について1~2回の使用料を免じている。 747
- ・貸館事業の場合、照明使用料をとる例が多い。 748
- ・市の主催に係わる音楽祭なども芸能大会などに対してホール使用料の30%を減免し、発表の場、交流の場を提供していく。 749
- ・教育委員会がやる場合30%減とする。文化団体は33団体あるが他の文化事業は全部無料である。市の主催は無料、市民催は5割引である。 750
- ・小・中、高校の公演は無料。 751
- ・市が後援すれば、会場費から又は半額にする。市の文化団体が発表する場合には条例で減免措置が講じられていく。 752
- ・市が共催のとき、30%減、芸能団体主催のときは60%減、自主事業のときは無料である。 753
- ・芸能参加団体のときは20%減である。 754
- ・割引をしていない。 755
- ・文化事業だけ優先することもあり得ないと答えていく。 756
- ・文化会館の使用料がたんたん高くなっている。芸能団体の発表は営業ではないのだから、芸能団体には恩典があるようはじめに話し合ってから、建設するよう提案したい。 757

- ・地元文化団体のみ入場料500円までを無料としている。 758
- ・文化団体が营利を目的としない場合は無料としている。 759
- ・文・団協を構成する芸能ホール協議会は年間30回の事業につけて無料としている。 760
- ・青年センターが無料で隣接する市民会館が有料とはの議論の結果は体育と文化は同じという点で無料となった。 761
- ・各種の減免措置が講じられているが文化団体の育成といふ立場で考える必要がある。 762
- ・使用料高く融通きかない。 763
- ・使用料の減免措置はあくまで利用者に対してのサービスと考えて、ケースバイケースで対応していざ。 764
- ・使用料の減免規定を設けて、主催者別に市は全免、国・県は5割等の減免をしていざ。 765
- ・市等の補助を受けている団体に対しては使用料の減免の必要はないか、どこからも補助を受け得ない力の弱いアマチュアの文化活動団体に対してこそ使用料の減免をするべきではないか。 766
- ・文化団体に対する使用料の減免は文化団体の区別ではなく、より大きなものであることを不平等を生ずる恐れがある。使用料の減免は全くしないで、教育委員会等からの補助金を見返りとめていざ。 767
- ・文化団体には予算がなく有料の施設が借りられないものがある。団体育成の方針と条例による文化会館の使用料徴収とは矛盾する。 768
- ・芸術文化団体の公演発表の文化会館等のホールや照明器具等を使用する場合はその使用料を減免すべきである。 769
- ・設備器具使用料につけては施行規則で規定している。 770
- ・使用料に関する事項は条例で定めるように自治法の規定があるのにどのように運用しなければならないだろう。現在のように物価変動が激しく、土間に設備器具もどんどん変化していく情勢の中すべて条例事項とする合理的な根柢があるのか疑問もあるが、いずれにしても自治省の有権解説によるしかるべきと思う。 771

・地方自治法第228条により、使用料に関する事項は条例に定めることと規定され、当然との指置はと、これらが、このうち、設備器具使用料については、毎年器材、器具の新規購入にとどまい、わずかな使用料であっても議会の議決を得て条約改正しておる現状で事務的にも繁杂であり、議会においても簡素化につけて方策はないかと要望もあるので規則で処理をすむ方法につけて検討願いたい。

772

これらの意見をまとめると次のようなことが言える。

- 1) 使用料には ①会館使用料と ②設備器具使用料がある。
- 2) 使用料の減免措置を多くの館が考慮している。その方式には、つきのようなものがある。
  - ①公演事業(プロモ中心の事業)に関する場合: 文化会館は曾利事業に対しては基本的には使用料を徴収する方向で考えており。ただし、国、都道府県、市町村の主催、あるいは共催する事業等は使用料の減免を考えており場合が多い。
  - ②発表会・集会など非常利事業に関する場合: 文化団体を育成するという意味で地域の文化団体の利用にはある範囲の入場料を越えない場合に限り使用料を減免する傾向にある。しかし文化団体の範囲が曖昧なため、一切の減免措置をとらないところ、あるいは、それに代えて団体補助金を交付するところがある。
- 3) 文化施設は体育施設と同じように、無料とすべきであるという意見もある。
- 4) 現在の文化会館の使用料は高いという意識が利用者にある。
- 5) 細かく規定された設備使用料は、混乱を生じさせている。

文化会館が、単純な賃貸ではなく、自主事業や文化団体の育成事業を行おうとなつたため、その使用料を一律に課することができるなくなる、としている。『地方自治法では、「公の施設の利用につけては使用料を徴収するものである。』とされておりが、文化会館の使用者は観客ばかり、ホール等の施設を借りた者全のが非常に少かりにない。

\*2)  
地方自治法225条  
第226条

観客と借用者が同質の場合もあれば異質の場合もある。ましく、自主事業や文化会館の育成事業などは、いったん、誰が利用者として位置づけられるか判断が困難である。こうした不明解さが、使用料の减免措置を講ずる際に混亂をもたらしている。

また、3章の「劇団アンケート」にも詳しく考察するが、たとえば、公演事業の場合、自治体の主催にせよ、あるいは劇団独自の公演にせよ、内容的には、質の変化を判断することが難しい上、劇団には、苦しい活動を通じて地域の文化振興に寄与しているという自負があるので、なぜ、自治体の主催公演と、そうでない公演を差別するのかという批難を生ずる。特に、これが、民間の鑑賞団体によって行われる場合、住民の要求に答えるために行ってくるのになぜ減免できないかという主張に的確に対応することができない。

利用者の概念の混乱も含め、文化会館の使用料については、根本的に再考する必要があると思われる。

二れに類似した問題に入場料、ホールにおける物品の販売の問題がある。

・入場料はできるだけ安い方が良いが、高い入場料だと採算の合うものは高くとり他の企画に不利むけようにしてくる。 773

・30~40年費やした作品を市民に見せるのに無料はおかしい。入場料を出して見る習慣を市民に身につけてきた。 774

・入場料については催し物には、これは有料にするべきだ。もう少し多く無料鑑賞は廃止すべきではないか。 775

・原則的には有料にしてよいが、一例として高校生、小学生、又、地域の文化振興を広げゆくという事を考慮すべきである。 776

・ロビーで物を売ってはいけないとの規約もあってチャリティ募金もできない。 777

・当館ではアロマ以外の販売行為を禁止している。 778

・演奏会でのレコード、DVD、学会での図書等、一般的に関係のある物品の販売は許可している。 779

・全国大会等で県内名産物を売らせていく。

780

・ホールにおける物品の販売は許可しない方針である。

781

・様々な側面から公演を楽しみ、理解を深めることも必要であり、  
館の運営に支障がなければ、ある程度認めても良いのではないか  
が。

782

・基本的には公演に係わるものは許可し、その範囲は各館がそれ  
ぞれ判断によるべきである。

783

・ロビーで物を売る禁止は、公立の施設で営利行為は困る。舞台  
芸術と無関係なものは。

784

入場料には、自治体の関係したものであっても、有料とする意見  
が多くなってきた。これは、受益者負担の原則に立ったものである。  
しかし、文化行政の貧困化が入場料にいやさせてしまふとすれば、問題があろう。たとえば、高い入場料がとれるからといふ、  
乙、無反省に、高い入場料をとっていたのでは、民間の興行師  
と何ら変わることがない。たとえば、欧米の諸国では、公共劇場の  
料金は、きわめて高い席から、非常に安い席まで大きな差をもたせ  
た体系になっている。こうした、配慮も必要と思われる。ただし、  
文化会館は、貸ホールとして、利用者の収支に介入できない  
弱点ももつていい。また、今日では、しろうとても、立派な舞台を  
つくろうとすると、かなりの資金を必要とする。会場使用料を減免  
する場合、一率に入場料金の制限をすることの是非も再考す  
べきかもしれない。

物高の販売については、公共施設における、営利行為に対する  
危惧があるのだろうか。あまり、料金定額を規制は本来的に文化  
活動とくわないものである。

## 5) 文化会館の施設の維持、管理、防災

### 5)-a) 設備の保守

文化会館が多く建設された今日、その設備の保守が大きな問題となつてゐる。

・会館の保守は民間業者に委託して行つてゐる。 785

・舞台関係、エレベーターは月1回の点検、他の設備は年1~2回の点検を行つてゐる。 786

・簡単な機器の修理は職員で行うようになつた。 787

・近年、文化のあらゆる面において革新的進歩をいたし、特に舞台効果の面においても技術的開発が著しいものがある。 788

・設備の更新等については、自らが経験から割り出した耐用年数を調査し、それを総合的にまとめるのがよいと思う。 789

・現存する文化施設の過半数は、会館バームといわれた昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけて建設されたもので、以降10、余年の酷使で開館当初の華やかさは失なわれ、全身創痍の状態である。全国の協議会ごと、数年前から施設設備の改修、更新の問題を取りあげて検討してゐるが、結論がござらない。この問題点は何故かというと財源があれは良いことなのだが、そのためには施設設備の改修、更新基準というものが必要となる。一般的には大蔵省令(昭和40年第15号)の耐用年数が引用されてゐるが、これを適用してゐる文化施設は皆無と思われる。施設設備は、まだ使えるか、まだ大丈夫かと損耗や機能の低下を意識しながら文化施設の運用管理に苦惱している状態である。これでは芸術文化振興の拠点としての任務を全うすることが不可能となるため、この問題点について早急に国(文化庁)が文化施設の改修、更新基準というものを作成し、これにより、各地の行政担当者に強く行政指導をしていただきたい。また、文化施設の職員及び関係者は、改修、更新に必要なデータを作成するとともに類似施設の状況を収集し、関係上層機関に強く働きかけて、住民が“文化の殿堂”とされる完全な姿に整備していくならばならない。 790

・施設の改善について、市長、知事の理解が必要である。また、改修費については、起債など、国の配慮もほしい。 791

・老朽化した施設の改良事業に対する国の助成を配慮されたい。 792

・施設整備に対する国庫補助は予算上さわめて厳しい状況にある。今後2~3年ご新設予定の館が非常に増え反面、予算の伸び率がせばめられ、さらに新規要望は認めないと11つており新設補助を優先させざるを得ない状況にある。 793

・施設の設備、備品、器材の購入につけての免税措置を望む。 794

第790の意見に代表されるように既存の文化会館の多くは、やがて老朽化した設備の更新が、財政的に困難で悩んでいる。これは、この意見の中に見られるように「建てはなし」の文化行政に原因している。文化会館を建設することはかりに、目からき、その後の維持管理に対して、まったく方針を欠いた現在の文化行政のしわよせがここに現われていると見て良いであろう。

舞台の諸設備は基本的に可動する機構である。このことは、それらが磨耗することを意味する。さらに舞台では、一般に通常の労働条件としては禁じられていいことが行われている。たとえばクレーンの下でヘルメットをかぶらない労働や、手すりのないエレベーターは禁止されていふのに、舞台では、つり物の直下や、自リの上で演技が行われていい。従って、その安全性については、他の場所よりも、何倍もの神経が使われるべきものである。その設備が資金不足によって、補修が行われていいとする全う、これは、まさに安全上的大問題である。

また、第3章の「劇団アンケート」にも見るように、劇団の不満として、舞台の床を自由に使わしてくれないというものがある。これも、本来消耗品である舞台の床を張り替える余裕がないためのせい(管理と在り)側面もある。せいかくの施設をつくっておいて、その機能を發揮できぬ維持・管理のあり方は大きな問題である。今後、この点を充分検討すべきである。

## 5)-④) 施設の美しさの維持

・文化といふものは会館の美しさと結びつくりわれたが、館への愛情、サービス精神等、経費も大切だが施設に対する愛情意識が大切だと思う。 795

・月2回、館長を含め全職員ご清掃。小さい修善は自分達でしていい。館長の指導のあり方、職員の意識の問題と思う。 796

・会館をきれいにするのは、会館のセンスによるが、使用者のセンスによる。そういうことが両者の意識の疎通がはかられる。 797

文化会館を管理するものにとって、それを常に美しく保ちたいとするのは当然の心理である。ところが、管理者からみると、文化会館は、どうも美しく使われていいない。使用者が、館の維持に理解を示さないという。ここでは、道徳的な議論には立ち入らないが、著者は、ここに次の問題をみる。

1) 文化会館が利用者にとって身体化されていいこと；文化会館には、貸館的性格が大まく存在していることは、既に何度も述べた。ここでは、文化会館の利用者は、文化会館職員の意識の外側にいる。利用者にとって文化会館は他者である。このような関係のもとでは、管理体制を強める方向を自ずから指向してしまう。

2) 文化会館の美しさは、建物の美しさではなく、中身の美しさから始まる；文化会館は、何よりも、その催し物が魅力的に美しくなければならぬ。面白くもない事業ばかりでは建物への後着もつかないのではないか。

### 5) - c) 施設の防災

最後に施設の防災の面を述べることはできない。

・減光型誘導灯が開発されたが、結果的には「従来より明るさが増え、舞台効果に大きな影響を及ぼすようだ。」 798

・防火避難訓練は観客の113とまに行なった。 799

・観客の事故に対する保険は必要である。保険金は6万円程度である。 800

・安全対策教育と責任分担業務を明確に指導する。 801

・年1回「防災訓練の日」として、自衛消防組織だけの訓練を実施している。 802

・自衛消防組織により訓練は年2～3回行なう。 803

文化会館は不特定多数の観客を扱うので、防災には充分な配慮を行なう必要がある。さらに、設備の保守なども述べたように、舞台は、特に危険な空間である。かつ、また演出の藝術上の表現と、防災の対策は、相互に矛盾する要素を大きい。消防法と、演出の自由という大きな問題が、実は、ここにあるか、これは、本論文の範囲を越えるので示唆するにとどめておく。

## 6)まとめ

文化振興会議による文化会館の現状とその問題点についてまとめると次のようになる。

- 1) 文化会館は、従来の集会中心の公会堂的なものから、地域の文化活動の拠点として位置づけられる性格の人々と変化してきている。
- 2) しかし、文化振興の拠点といえども、その具体的な性格は、明確化されていない。一般的には、つきの大きなふたつの方向が考えられていく。
- 3) ひとつは、地域の文化団体の活動の拠点とする考え方である。これには、ふたつの性格の異なる活動が含まれる。①日常の練習活動と②成果の発表である。従来の文化会館は、①の発表活動の場として位置づけられ、ホール機能を専らに考えていた。しかし、近年、文化団体の創造活動に焦点があてられるにつれて、練習プロセスにも目が向けられるようになり、文化会館にも練習室機能が充実されるようになっていく。
- 4) もうひとつは、地域住民に質の高い芸術活動を見てもうあうとする鑑賞の場としての位置づけである。地方には、プロの芸術活動が極めて少ないということが影響し、この鑑賞活動は、専ら中央の劇団や楽団に任されている。従って、これらの創造活動は、文化会館の活動の範疇から外され、その外側に位置づけられる傾向がある。文化会館は、その出来上、た作品を受け入れる立場に立つ。
- 5) これらのふたつの方向は、行政の立場から、はっきりと区別はされていく誤ではない。実際には、地域の文化団体の発表活動が鑑賞活動に耐えうるものにまで高められるこことを期待している。その意味では、このふたつの役割は繋がっているといえる。しかし、現実には、その差は歴然としており事实上区別されていくに至る。

6) 文化会館は、<sup>Y</sup>の発生時期は純然たる貸食館として考えられていた。ところが、現在は、そこで“主体的な活動が行われようとしている。もちろん食館業務も続いている。こうなると、文化会館の利用者とは何か、曖昧になってくる。文化会館が自主事業として、ある劇団が楽団を呼んで公演を行って、市民の鑑賞に供したりとき、その利用者は観客であり、劇団あるいは楽団は、制作者として文化団体の内側の機能となる。別の劇団が館を借りて公演すれば、その場合は、劇団が利用者である。これは地域の文化団体の活動についてもいえる。文化会館がその活動の拠点として、結びつきを強くすればするほど、もはや文化団体は、施設の単純な意味での利用者ではなくなる。文化会館の食館的性格と非食館的性格が、その立場を非常に曖昧にしてしまっている。

7) これに関連して、文化会館の意志の表明についても問題が生じている。単純な食館であれば、文化会館は、地方自治法に定められており、特別な理由がない限り、何人の利用も拒んではいけないとされている。ところが、何つかの自主事業を行うとすれば、そこには最低、事業の選択といふ会館の意味が入る。この矛盾はどう解決するか、文化会館の大変な悩みである。自主事業がより中心になるにつれて、この矛盾は、より大きくなる。

8) このように、文化会館の概念はどんどん解体しつつあり、二つの固定した概念では、把えにくくなっている。これが、文化施設の計画を非常に把握しにくくしている。

9) たとえば、多目的ホールか、専用ホールかといった議論や、客席数に関する議論などは、文化会館の概念の解体という現象によって、益々、解き難くなっている。

10) さらに、文化会館の文化活動、特に鑑賞活動が中央の劇団樂団の、巡回公演に大きく依存していることから、文化

会館は、とのネットワークに強く、絡められていく。この点では、文化会館は単独では存在しない、他の文化会館や、劇団、楽団との協力関係に依存している。これによって、文化会館の舞台設備の標準化などの要求が生じてくる。

- 1) 文化会館の職員については、との質量とともに不足が問題になつてゐる。特に、との文化活動の原則を省りみない管理中心の体制には強い批判がある。これは、文化会館の業務の本質が依然として、貸館的本質であること、ともとも文化活動の内容を理解できず、しろうと的な職員によって運用されていることなどによると思われる。この問題に関連して、文化会館の行政構造上の位置づけの問題、あるいは、財団法人化の是非の問題もある。
- 2) 文化会館の運営資金にも大きな問題がある。建設したは良いが、との維持管理に充分な資金が用意されていない。このことは、文化会館がより、管理を強める方向に走る傾向を持たせ、あるいは、施設の安全性に不安を残す結果となる。
- 3) 文化会館の設計については、主として文化庁が指導を行つてゐる。練習室の充実など、施設の向上に貢献して113面も多い。しかし、先に述べたように、文化会館の概念が大きく解体しつつある今日、常に一率を指導を行うことは、出来にくくなつてゐる。新しい方向性が出やすくなる補助金の交付の方法などを考えてゆく必要がある。
- 4) 最後に、文化会館で最も問題するのは、それが、施設面、管理面で利用者にとって身体化されたくい状況にあるという点である。たとえば、利用時間の制限等である。今後、この点を改善してゆく必要がある。

## 6 章まとめ

本章では、文化庁の主催する文化振興会議における議論を通して、今日の文化行政と、その下にある文化会館の状況及び問題点の概要を把握することを目的とした。最も大きな問題のみ抽出してまとめるところ次のようになる。

① 文化会館は、国や自治体が次第に文化行政に目を向け始めたこと、あるいは、自主事業の実施などを通じて従来の貸館的な存在から、舞台芸術を中心とした文化創造活動の拠点としての機能を強めつつある。このことは、文化会館は、そこで行われる活動に対して従来のような単なる管理者としてではなく、より積極的な踏み込みが必要とされていくことを意味する。ここで活動を自らの内側のものとして扱うれば、事業の企画・運営は成立しないからである。しかしながら、まだ大半の文化会館では貸館的な発想から脱却していないうちに、まずオペラに文化会館では発表・公演という最終段階にはかり目が行き、金山以前の長い制作プロセスへの配慮が弱い。近年、少しつつではあるが練習室などが整備されるようになってくるが、芸術文化、特に舞台芸術はどのような創り方をされるのか、それは、演目の種類によっていかに違うのかといふ、太原点にまで立ちもどった理解はどこで、それが裏づけられていくとは言い難い。練習室やホールの定期利用や集中利用にからむ、常連の成立と、公共施設における使用機会公平の原理との調整もつけられていく。この問題は主文化会館における利用者の根柢の曖昧さと結びつけてくる。『地方自治法』には「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用するることを拒んではならない」<sup>※1</sup>、また普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用するにつれて不适当な差別的取扱いをしてはならない<sup>※2</sup>と規定されている。ところが、文化会館が「倉庫である」、利用者として位置づけられる劇団や楽団も、自主事業の一環として考えると、单纯な利用者ではなく、むしろ、観客という利用者にサービスする文化会館

\*1) 地方自治法  
244条 2項

\*2) 地方自治法  
244条 3二項

の内部機能の一部として扱われることになる。この傾向は自主事業が充実するにつれて強くなる。しかし他方で、貸館としての文化会館の要求も無くなることは、考えられまい。それは、文化会館を成立させていく別の意味での根本原理である。とすれば、このふたつの相反する傾向に今後文化行政は、どう対応すればよいであろうか。貸館としての文化会館、非貸館としての文化会館、それそれへの指向の差は、今後益々開拓していくと考えられる。

2) 国内外の地方自治体は、文化活動における創造性の問題に目を向けはじめている。文化庁の「参加する文化活動等補助金」の交付、自治体による「文化会館の創造型の文化活動の拠点」としての位置づけ、などとその傾向を見ることができる。しかし、これは基本的には、地域のアマチュア活動の振興を念頭に置いている。70%の芸術文化活動(特に舞台芸術活動)の振興は現在のところほとんど文化庁にゆだねられている。これは、70%の活動は、その大半が東京周辺、京阪神周辺に集中し、他の地域では定着した本格的な劇団、楽団等の活動は見られない、我が国の芸術文化活動の特徴を反映している。地方で、舞台芸術の鑑賞などと、それは中央の70%の巡回公演によっており、地方の文化行政の意識には、外側のものと受けとめられていく。従って、これら外側の70%の活動の育成・振興は、自治体自らの役割としては感じとられていない。

しかし、真に、地方において、70%の活動は外側に位置づけアマチュア活動の振興のみを中心に行なう文化行政を推進しても良いものであろうか。芸術文化活動には、ふたつの指向がある。ひとつは、その活動の成果としての完成度を追求するものであり、もうひとつは、活動のアロセスに価値を置くものである。前者はたとえば「踊りならその型の完成度や質の高さをめざしてゆくもの」、後者は、ある活動を通して、参加者相互の親睦をはかり、あるいは、地域の日常生活の潤滑材としたり、個人の趣味生活を

豊潤なものにしようとすることである。基本的にアマの活動は

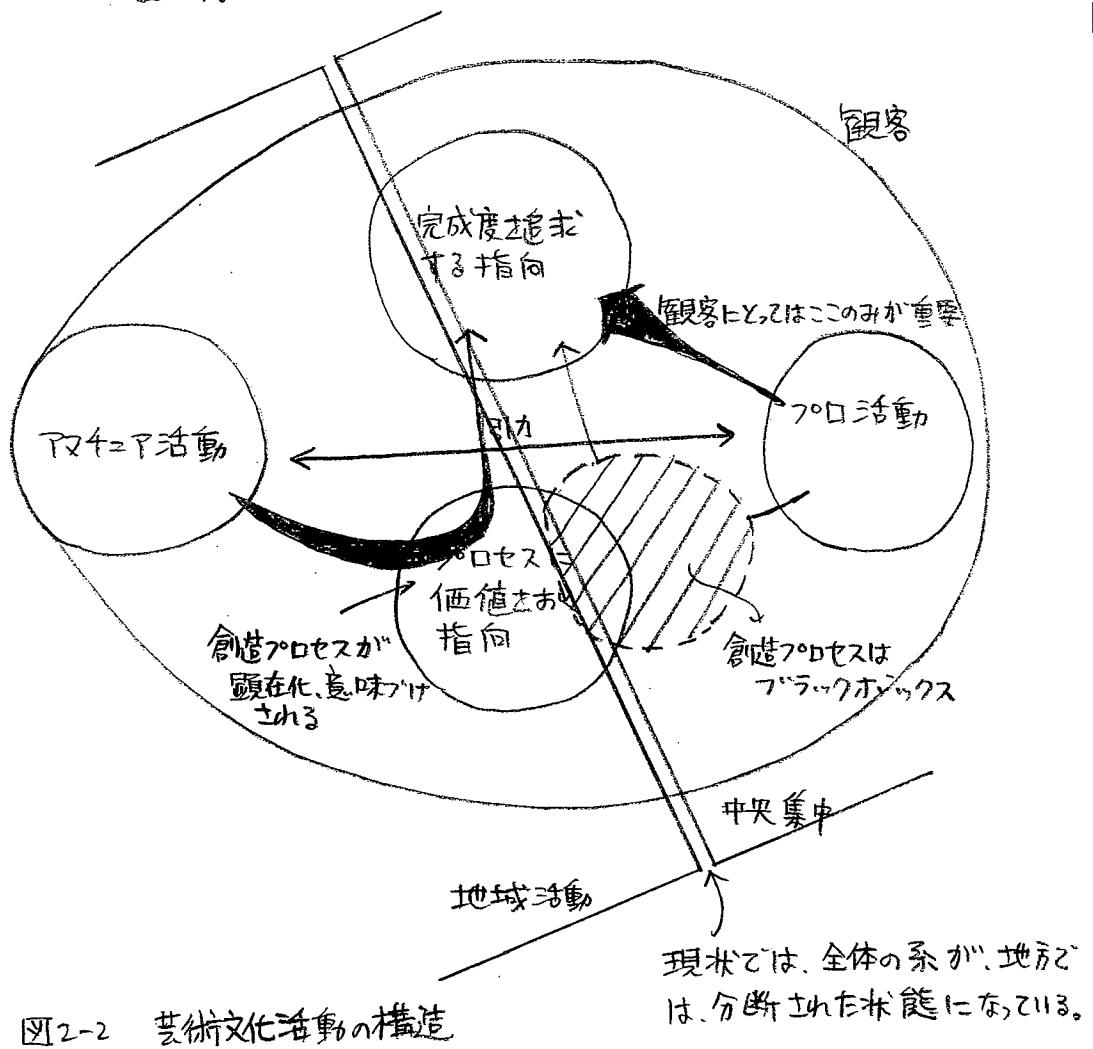


図2-2 藝術文化活動の構造

事は直接、完成度追求する指向に結びつき、その創造プロセスは、観客という享受側の人々には、ブラックボックス化されるのに対して、アマチニア活動は、そのはげみとして完成度追求の指向はもつが、より価値があるのは、その活動のプロセスであり、それは、頭在化され、意味づけられる。このとき、アマチニア活動とプロの活動は、後者が前者の規範としての意味をもち、この意味において、両者は、互いに引きよせ合う。つまり、すぐれたプロの活動が無ければすぐれたアマチニア活動は育たないのである。しかし、現実には、このプロとアマチニアの関係は、地方においては極めてマニハラニスな状態にある。プロの創造活動が中央において行われ、地方では、その成果のほんの一部にしか觸れることがままならない。現在、アマチニアの規範として、プロの導導の代行を行っているのは、レコード、テレビ、あるいは、全国ネット

の家元制度などである。しかし、これは、その領域では、ひとつつの世界を創り上げてはいるものの、舞台での公演を、至る価値とする舞台藝術にとっては、それは、あくまで代用品の役割しか果さない。真に地域の文化活動の振興とはかるには、アーティストとアマチュア活動のバランスを、いかに保てるかを考える必要があるのではないか。両者の共同体が成立しなければ、そもそも愛好者の支持に成り立つてはいるアーティストの活動は存在しないし、またそれがなければ、愛好者は育たない。

地方の文化行政が、アーティストの活動に興味を示さない大きな理由は次のようなものである。

- ② アーティストの活動拠点が、現在、地方行政の枠外にあること
- ③ アーティストの活動は、営利であり、公共団体が民間の営利活動に介入すべきではないという意識があること。
- ④ 自治体の文化行政の担当者が、いわば、その道のアマチュアで、文化活動の本質を認識できること。

②の問題については、公共の共通の財産として、芸術文化活動を保護してやくのか、世界的な傾向と見てきており、我が国のみならず、これに無関心では済まされなくなってきた。民間の営利活動への公共の介入を最も嫌うアメリカ合衆国ですら、芸術文化活動への公共補助金のり出している。

③については、文化担当職員がアマチュアであるため、アーティスト化されたアーティストの創造活動へ意識が及ばず、それ故に無視されてしまうのが問題の構造である。一般市民としては、そこに関心をもつ必要はない。単に完成されたものを評価する力があれば良いのだが、文化行政といふ一種の裏方としては、無理解による無視は、行政の混乱につながる。

④については、これまで繰返し述べたので省略する。

地方におけるアーティスト活動の欠如は、文化団体の育成にとっても、指導者の欠如等の問題としてはねじれている。アマチュア団体ばかりではなく、アーティストの活動にまで、ゆき届かず、文化行政が

地方に望まれていいのではないか。どうしたら、アマナシア活動のバランスをとることができると、いかが、今後の地方の文化行政の大手な課題である。

3)文化会館は、それ、単独で事業を企画、推進できるようには出来ない。官民様々な機関の助力を必要とする。たとえば、地域の文化祭、芸術祭などを開催するには、種々の文化団体や自治体の協力を必要とするし、また、巡回公演を企画すれば、劇団や楽団、他の文化会館等の協力が必要となる。この意味で文化会館は、外の組織に常に開かれていいことが必要である。また、これは、以後の章で詳しく論じるが、我国の、芸術、特に舞台芸術のように集団の創造力を必要とするものは、単独の組織で全ての活動が完結するような閉いた（クロースト）組織を持っていいものはほとんどない。何らかの他の組織との協力関係を必要としている。筆者は、これを舞台芸術のオープンシステムと呼ぶが、文化会館も、そのオープンシステムの中の一員として位置づけられていく。

ところが、文化会館では、これまで、貸館として機能してきた経緒もあるて、これらの協力関係にあるべき組織を自分とは関係のない外側の組織として扱う傾向にある。全体のオープンシステムの中の一要素であり、文化事業は、それらが相互に協力して完成できるものであるという認識が希薄である。特に、民間の団体、たとえば、劇団や楽団、あるいは、種々の鑑賞組織への恩い遣りが欠如している。これでは、質の高い活動を保つことはできないと思われる。今後、このような協力関係をいかに推進するかが、文化会館の大手な課題となるであろう。

4)文化会館に対する要求は極めて多様化し、ある。ひとつ標準的なパターンとしては、もはや扱えられなくなっている。たとえば、非貸館的指向と、貸館的指向は、今後増え広がることが予想されるし、各種のジャンルによる要求の違いも益々大きくなる。アートの求めるものと、アマナシアの求めるもの

との相違も、大きくなってゆく。このような状況では、もはや、ひとつつの型として文化会館を考えていくには対応できまい。この地域の状況を充分に把握した上で、ある目標に絞り込んだ計画が必要とされてくる。これに関する、たとえば、文化庁の補助金や、その場合の計画指導の方向も、できるだけ、自由な発想が許せるものへと変えてゆくことが必要となると思われる。

5) 上記のことと統合すると、今後の文化行政は、管理・指導的な性格のものから、他の機関との連携を保った、補完的、互存的な文化行政への転換をはかりにくることが必要であると思う。文化活動をひとつの大好きなシステムとして位置づけ、文化行政や文化会館は、その一部を担うものであるという考え方である。しかし、この為には、全体のシステムとそれを構成する要素は、それをお明確に位置づけられていくなければならぬ。そして、この作業は、やはり、文化行政の大好きな課題のひとつとなるであろう。この場合、長期的視野に立った計画的な文化行政、つまりタスクマップに軌道修正のできる体制がかかるべきであると考える。